

## 令和元年第6回ニセコ町議会定例会 第2号

令和元年9月18日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 2号 指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）
- 5 議案第 3号 ニセコ町森林環境譲与税基金条例
- 6 議案第 4号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 5号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 8 議案第 6号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 8号 ニセコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 9号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第10号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
- 13 議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 14 議案第12号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について
- 15 議案第13号 ニセコ町教育委員会教育委員の任命について
- 16 議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 17 発議第 1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案  
(総務常任委員会報告)
- 18 発議第 2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案  
(産業建設常任委員会報告)
- 19 議員派遣の件
- 20 閉会中の継続審査の申し出について  
(決算特別委員会)
- 21 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)

### ○出席議員（10名）

1番 篠原正男

2番 木下裕三

3番 高瀬 浩樹	4番 榊 原 龍彌
5番 斎藤 うめ子	6番 浜 本 和彦
7番 小松 弘幸	8番 高木 直良
9番 青羽 雄士	10番 猪狩 一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	長	林	藤	知	己
会	者	加	部	紀	孝
計		阿	田	信	幸
管		青山	本	康	二郎
理		柏	木	契	太子
総務課	長官	芳	賀	邦	範人
防災専門官		中	村	善	正則
企画環境課長		桜	井	正	博
企画環境課参考事		中	川	幸	視智
税務課長		石	山村	博	広子
町民生活課長		福	橋	一葉	矢行
保健福祉課長		高	瀬	達敏	淳義
農政課長		高	瀧	康	貴博
国営農地再編推進室長		黒	山		
商工観光課長		石	渕		
商工観光課参考事		馬	崎		
建設課長		島	地		
建設課参考事		菊	原		
上下水道課長		前	藤		
総務係長		佐	永		
財政係長		富	井		
教育		酒	木		
学校教育課長		荒	隆		
町民学習課長		山	口		
学校給食センター長					
幼児センター長					
農業委員会長					
農業委員会事務局長					

○出席事務局職員

事務局長記 佐竹祐子  
書 中野秀美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、小松弘幸君、8番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のために出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会长、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、去る9月10日に決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に篠原正男君、同じく副委員長に木下裕三君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（猪狩一郎君） 一般質問に入ります前に、質問者、説明員の皆様に発言は簡潔明瞭、單刀直入によろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

高木直良君。

○8番（高木直良君） おはようございます。8番の高木直良です。これから4問質問させていただきます。

まず、第1問、最初の質問ですが、ごみの分別・減量施策について。7月31日のニセコ町廃棄物対策検討委員会では、令和元年度一般廃棄物処理実施計画が審議され、廃棄物の排出抑制及

び減量化や分別排出の励行が確認されました。私は、昨年とことしの8月22日の2回、ニセコ町で収集した燃やすごみ、いわゆる可燃ごみのごみ質展開検査、これがニセコ環境の現場で行われましたが、これに立ち会いました。その結果は、とても分別によるごみ出しが行き届いているとは言えない状況でした。また、町主催の催しや振興会の催しなどの飲食を伴うイベントや会議の際に出されるごみ類には分別が必ずしもきちんとされていない場合があると見受けます。

私は、その大きな原因には固形燃料化へ転換した、このときに町からは町民に対して、これまでとは変わりありませんというアナウンスがあったこと、2番目には現在燃やすごみの袋、これを固形燃料化への転換以降も引き続き使い続けている、そのことがあるのではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。燃やすごみの袋をやめて、固形燃料化ごみという記載のある袋、そして衛生ごみと記載のある袋に区分することについてどう考えますか。また、分別を促進するための今後の対策についてどのように考えているでしょうか。

私は、なぜこれを申し上げますかというと、現在の袋の表示は文字どおりごみを燃やしていると受けとめられる表記になっております。これによって、分別意識がおのずと弱まっているのではないか。また、特にごみを焼却処理している他市町村から転入された方、滞在者にとっては、自分はルールどおり燃やしてしまうごみだというふうに考えて適切に処理していると思い込んでいるのではないかと思われます。

2番目に、プラスチックごみの減量、廃止、これが今国際的にも課題となっております。ニセコ町においても、町と民間との協力でできる対策を考えるべきではないかと思います。例えばレジ袋の有料化や綺羅カードポイントへの反映等によるマイバッグ利用の促進、またビニール袋を紙袋に転換する商店に対する何らかの補助を行う。また、はかり売りの奨励、これは私たち子ども時代は全く当たり前だったわけですが、このはかり売りということを復活させる、それを奨励してはいかがかと思います。それから、イベント用の食器、容器については、リユースできる材質の容器、これを例えば町で用意しておいて、必要な場合には貸し出すということなどを考えてはいかがかと考えます。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本日もよろしくお願いをいたします。

それでは、高木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の燃やすごみ袋をやめて固形燃料化ごみ袋と衛生ごみ袋に区分することと分別の促進対策ということでございますが、町民の皆様には固形燃料化方式とは家庭や事業所から出される燃やすごみをさらに分別し、破碎などを行って乾燥させ、押し固めて固形燃料化するものと、これまでお知らせをさせていただいてきたところでございます。燃やすごみをさらに分別するということから、わかりやすいように固形燃料用燃やすごみ指定袋と表示をしているところでございます。生理用品や紙おむつなど衛生ごみについては固形燃料にできないため、分別しやすいように衛生ごみだけを燃やすごみ袋に入れて出す方法と、衛生ごみが少ない場合は衛生ごみだけをほかの袋に入れ、ほかの可燃ごみと一緒に燃やすごみ袋に入れて出す方法の2種類で行っているところであります。これ

は、受け入れ事業所においてベルトコンベヤーでの手選別時に分類しやすいようにお願いを正在るものでございます。また、ごみ袋については、今春ごろから順次在庫がなくなり次第、英語表記をしたごみ袋に変更しているところでございます。燃やすごみ袋の表示方法と衛生ごみの分別方法については、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会との関係町村との連携を密にして、今後とも統一的な取り扱いで取り進めてまいりたいと考えております。また、分別を促進するための対策としては、ことし4月に家庭ごみ収集日カレンダーを全戸配布しております。さらに、加えて今年度中にスマートフォンを活用したごみの出し方や収集日などを素早く検索できるごみ分別アプリを作成して町民の皆さんにお知らせを図っていきたいというふうに考えております。

次に、2点目のプラスチックごみの減量についてでございますが、プラスチックごみの問題につきましては世界では年間800万トンものプラスチックごみがごみとして海に流れ出ているというふうに考えられているところであります。海に流れたプラスチックがマイクロプラスチックとなって魚の体内に入り、人が魚食べたことにより人の体の中にもプラスチックがたまり始めていると見られております。ペットボトルやレジ袋、食品トレイやストローなど、さまざまなプラスチック製品の増加がプラスチックの海洋汚染を促進しているものというふうに思われます。今後とも商店へのプラスチック製品の減量化への啓発やマイバッグ持参、マイボトル利用の促進、レジ袋の有料化などを検討の上、プラスチックごみゼロに向けた取り組みを関係機関とも協力をしながら徐々に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君）　高木直良君。

○8番（高木直良君）　ただいまお答えがありましたけれども、私の問題提起は、確かに「ことしの仕事」の中に固形燃料化していますということの表記がございました。これは、新しく努力された結果だと思います。ただ、直観的に緑の燃やすごみと書いてある、燃やす、あるいは燃えるという表記が残っている限りは、そこに入れたごみは直接どこか焼却場で燃やしているのではないかという直観的なイメージはそうなると思います。先ほども申し上げましたように、他市町村においてそのようにしている都市というか自治体がございますので、余計そういうことを感じる方がふえてきているというふうに思うのです。確かに焼却から固形燃料化へという転換のときには、その固形燃料化しているということのアナウンスは届いていたかもしれません。しかし、それから相当時間がたっている現在、私は袋そのものの表記を変えたらどうかという提案なのです。そのことについて、再度お尋ねしたいと思います。

また、プラスチックごみの減量について、例えば京都府の亀岡市においては、プラスチックごみのゼロ宣言ということを行っております。これは、宣言をしたからすぐ改善できるというものではありませんけれども、これは内外ともに自分たちはこのために町を挙げて努力をするという意思表示、文字どおり宣言です。ここでは、例えばこのようにしてプラスチックごみを減らすことができる、あるいは減らしているという事例につきまして、町のホームページで掲載しております。ですから、いろいろ最近報道によって深刻な事態というのはかなりその認識は浸透していると思いますけれども、日常生活の中で、では何ができるかという点については、かなり意識を高く持っている人が意識的に行動しなければなかなか難しい。ただ、亀岡市のようにそういう事例をこうすること

ならできそうですよということをアナウンスするということによって、それがさらに発展できるのではないかというふうに考えます。そういう点から見て、先ほどいろいろ取り組みについて考えていくということでお話がありましたが、さらにそれを前に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の表記について誤解を招くのではないかということですが、燃やすごみには違いないわけでありますので、その辺固形燃料化する作業が入っているという表示をもう少しアピールすべきではないかということもあるのかというふうに思いますので、その辺私も羊蹄山麓の廃棄物処理検討委員会ですか、あるいは各町村との統一した形で今までこれまで進んできておりまして、その辺のご意見もそういった広域の場でも出しながら、どういった形がよいか検討してまいりたいというように思います。ただ、なかなか悩ましいのですが、今現在固形燃料として集めているものだけでは、実は固形燃料としての製品の性能がよくならないということで、受託事業者においては新たに観光ごみとして出されたプラスチックを事実上そのごみにまぜて固形燃料の製品、固めるための製品にしているという実態もあるものですから、その辺の全体の道筋、効率的で本当に環境に優しいという視点ではどういうことかということも少し詰めてみたいなというようと考えております。

また、2点目のプラスチックゼロ宣言をされている自治体は、私たちも承知しております。これまでごみゼロ宣言をしている自治体も幾つかあります、過去にはこういったことの取り組みについてもご意見をいろいろ賜っておりますが、我々もごみゼロ宣言されている町に職員を派遣して、その実態を検証させていただきました。正直な感想を言うと、ニセコ町よりずっとおくれているリサイクルの状況でありまして、宣言を先行させて実態が伴わないということがあってはならないというのが私どもの考え方でありますので、将来的には議員おっしゃるとおりプラスチックゼロ宣言、将来的にはリサイクルを徹底することによってごみもゼロしていくような道筋が望ましいというふうに考えておりますので、その辺は実態を住民の皆さんと一緒に勉強したり、お互い一人一人の気をつける活動の中から日常的なプラスチック削減の取り組みの熟度を上げることによって、将来的には議員ご指摘の宣言まで至るような努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） 先ほどの固形燃料化に当たって、収集したごみを人間の手で選別しているというお話がありました。私もその状況を見学させていただきましたけれども、やはり相当いろんな生ごみ的なものも含まれております、その作業環境というのは非常に私は悪いというふうに思いました。ですから、できるだけ入れるときから燃やすという、確かに固形燃料にして最後は燃やすというのは、それはそうかもしれませんけれども、実際は直接燃やすわけではないので、先ほど言った選別という過程があって、その中には例えばお菓子の袋があって、その袋に塩素系のプラスチックが使われている場合があるのです。そういうものをできるだけ目で見て判別するというのは

非常に難しいと思うのですけれども、手選別しています。それから、本当に生ごみ的なものが固まって入っている場合は、それは取り除くことができるのです。ただ、私は少しでもそういったプラスチック、先ほどプラスチックをわざわざまぜているという話がありましたけれども、それはそうなのかもしれません、私が思うのはそういった生ごみの混入、あるいは塩素系のプラスチック袋、そういうものについてはなかなか選別が難しいと思いますので、できるだけそういう誤解が生じない固形燃料用ごみというふうに明記していただきたいというのが私の意見であります。

それと、プラスチックごみゼロ宣言、これは宣言すればいいというものではないというのは確かであります。ただ、そういう意気込みを、宣言しないまでも、こういう新しい取り組みをしていきたいと。他の自治体でやっていることを教訓にしながら、あるいはそれを取り入れながらやっていくということでぜひお願ひしたいというふうに思います。

総括的にもしご意見があればよろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今ご質問いただきました。分別するときの生ごみとか入っていれば大変だというのは、確かにそのとおりだと思いますので、そういった現場のことも引き続き協議しながら、羊蹄山麓廃棄物協議会等でも検討させていただきたいというように思います。

なお、1点だけ、当初燃やすごみの中に衛生ごみを入れるということをしましたけれども、それは住民の皆さんのご意見や一般廃棄物検討委員会の皆さんのご意見でなかなか衛生ごみだけ分けられると、生理用品とかおむつとかいっぱいあるので、かえって燃やすごみの袋に入れるという形で、それを出すときのいろんな本人の思いがありますし、そういうふうにしてくれという住民の皆さんのお意見で現在のようなやり方になっているということをご承知おきいただきたいというように思います。

それと、最後の意気込みという面では、議員おっしゃるとおりそれも必要だというように思っておりまして、現在いろんな地球温暖化を含めて首長誓約／日本というのに我々も参加をして、全体的な地球温暖化防止を初め、海洋プラスチック汚染を初め進めていくというふうに考えておりますし、まさに我々が今取り組んでいるSDGsというのをこういったことのそのものの活動でありますので、ご意見の趣旨を踏まえてまた取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 2番目に開発規制強化の検討についてであります。

6月の定例会で質問に関連した開発事例において事態が急激に進展しております。また、同様の問題が広がっております。1つは、近藤地区の農地転用に伴う開発事例ですけれども、景観条例に基づく住民説明会が開かれましたけれども、その説明内容が全く不十分なため、住民の要請で町長初め皆さんが出たまちづくりトークが開催されました。また、曾我地区では準都市計画区域に隣接する畠地の中に温泉つきのコンドミニアムが計画され、排水計画や農地特有の例えば堆肥の散布などの問題で将来のトラブルが心配されております。

そこで、近年のニセコ町内での開発状況、つまり土地利用行為の状況において、自然環境、生活

環境の保全の側面からどのように考え、どのように対応しているでしょうか。

2番目に、現状の開発事例に則して準都市計画制度、景観条例の改正の検討を求めるけれども、いかがでしょうか。

3番目に、樹林地あるいは農地の土壤ですが、その土壤にはCO<sub>2</sub>を固定化する力があることが明らかにされております。樹林地や農地の保全をCO<sub>2</sub>削減計画、ニセコ町では環境アクションプランと関連づけるべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目のニセコ町内での開発状況について、自然環境、生活環境の保全の側面からどのようにということでございますが、これについては現在の取り組み状況としては現行法令はもちろん、町独自の地下水保全条例、景観条例に沿って個別に対応し、自然、生活環境の保護に取り組んできたところでございます。これまで個々の事例に即した対応で、町としてお断りしている案件も多数あるというような状況でございます。

次に、2点目の準都市計画、景観条例の見直しについてでございますが、ニセコ町内における開発につきましては、先ほど申し上げましたとおり自然公園法、農地法、森林法などの法律と本町が制定している景観条例、地下水保全条例や準都市計画などにより適正な規制が行われているものと認識しております。6月の定例議会において答弁いたしておりますが、規制の強化については民法上の財産権との調整もあり、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。なお、環境モデル都市アクションプランに位置づけた移動距離の短い街区、いわゆるコンパクトシティーということがあります、この検討過程において町全体の規制のあり方についても議論してまいりたいと考えております。

次に、3点目の樹林地、農地の保全とCO<sub>2</sub>削減計画（環境アクションプラン）との関係でありますが、森林の保全は温室効果ガス吸収に大きく寄与するもので、環境モデル都市アクションプランの中でも持続可能な林業が行われるようコンセプトの策定を進めるべきとしているところでございます。また、農地の保全と温室効果ガス削減の関連については、現状で本町においての明確な指針というものは持っておりませんが、各種開発計画に際しては今後も個々の事案に即して秩序ある開発、誘導に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） 最近起きている事例の中に近藤地区の農地転用に伴う事業者の進出という問題がございます。ここでは、6月議会でも申し上げましたけれども、近隣の住民の方は非常にこの事業に対する不安を持っております。住民の皆さんのが特に最低限でもこうしてほしいということの中にこの事業に伴って騒音の発生、あるいは利用者がすぐ近くで行動するということ、そういう問題について最低でも敷地境界に現場の環境にマッチするような遮蔽的なもの、これがぜひ必要ではないか。それは、植栽であったり、あるいは何らかの植え込みのようなものですね、こういったものでそれらを少しでも緩和してほしいということがございました。しかし、残念ながら都市計画審議会でこのことを非公開の場で検討したそうですが、その必要はないという結論が出た

ようです。私は、これは一つ非公開にしたことも問題だと思いますし、その結論でできるだけ住民の皆さんのが希望していることについては、事業者に対して実現するよう求めるに、こういう姿勢が私は大事ではないかというふうに考えます。また、曾我地区の開発の事例でありますけれども、これも事業者が何回か地元説明を行ったようありますけれども、いずれもやはり近隣の方は不安をまだ抱えております。私としては、こうした地元に対する事業者側の説明、こういうことが日程がわかった場合には要請の場は町としてもそれに立ち会う。そこで、住民がどんな不安を訴えているのか、どんなふうに事業者が回答したのかということを直接把握していただきたい、その上で事業の相談などについても丁寧に対応していただきたいというふうに考えます。

また、規制を少し見直すと、今の準都市計画制度あるいは景観条例の見直しについては、先ほど引き続き検討されるということでしたが、私は参考になるのではないかというの軽井沢町の事例がございます。軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例、施行規則、要綱などがそれぞれ定められておりますけれども、例えば軽井沢町における保護地域においては、1,000平米以上の開発については建蔽率は20%以下というふうに定められております。また、保存する樹林については、事業地の40%以上の面積を原則として現状のまま存置するというふうにうたわれてございます。そのほかかなりきめ細かく事業活動に対しても定めております。こうした先進事例をぜひ踏まえていただきたい、今後の準都市計画、景観条例の修正、改定に踏み出していただきたいというふうに考えます。私は、当面準都市でうたわれております建蔽率50%あるいは隣地境界3メートル、あるいは3,000平米以上の開発行為の緑地3%ということより数値的に厳しくする必要が最低限そこだけでも変えるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

もう一つ、樹林地なのですけれども、これは樹林地そのもの、要するに樹木そのものがCO<sub>2</sub>を固定するという機能は当然あります。しかし、そこの生えている土壤がこの樹木が蓄えているCO<sub>2</sub>以上、3倍ぐらいという数字があるそうですけれども、土壤に蓄えるという報告があります。そういう意味で、開発行為によって樹林地が減ることはCO<sub>2</sub>を吸収する、あるいは削減するという意味からもアクションプランの中できちつと位置づけて、2050年の50%削減に寄与する意味では、これをきちつと位置づけるべきではないかということで、これについてのお考えをお聞きします。

○議長（猪狩一郎君）　高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君）　高木議員の前半の部分について、私のほうからご回答したいと思います。

1点目の開発地と住民のお住まいになっているところの樹木だとかの垣根とかいろんな話で、審議会で必要がないというようなご意見があったと思いますが、審議会では必要ないというふうに言われている委員さんもいましたけれども、全体で必要ないというふうに決めたわけではなくて、前段の6月の農地収用の関係の説明会のときに開発側にこの話をしたけれども、そういう考えはないということで、それ以上求めてもなかなか厳しいのかなという判断のもとでいろいろと審議会で議論したというところでございます。

それと、説明会のとき景観条例上に基づく説明会のときに、うちの職員がこのとき立ち会うこと、ほかの仕事とぶつかり合ったものですからできなかつたのですけれども、私が見ている範囲で

はほかの開発の事業等でほぼ何とか係長なり係なり、時には2人とも出席をさせて、後ほど企業側から報告書が来ますので、それと相違ない、ちゃんと報告になっているかどうか、大きな問題が起きていなかとかをお聞きしているところで、今回この近藤地区については行けなかつたということでございますので、うちとしては説明会についてもきちつと丁寧に対応しているのかなというふうに確認をしております。

あと最後に先進地のほう、樹木地を40%以上と相当うちから見ると厳しい規制なのかなというふうに考えますが、うちのほうも準都市の計画区域外は3%プラス7%という緑地ですか、やっているのですけれども、正確な数字は言えませんが、係長に私、この木の部分を確認したところ、現実的には40%以上残っているというふうに報告は受けているのですが、ただ場所によっては建物をたくさん狭いところに建てている場所も見受けられまして、残念ながらあそこは本当にぎりぎりの10%なのかなという感じはしますけれども、その辺について今後審議会でも会長のほうも前回広報等にも載ったとおり、今まで大変いい都市計画の景観条例ですか、あったのですけれども、なかなかニセコ町の近年の開発のほうも強くきているものですから、皆さんで意見を言い合う場所が、場面が必要だねというお話は前回の審議会の中でも出ていますので、検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 近藤地区の例を出されて、事業者に引き続き植栽等を求めていくべきではないかというふうなご意見であります、それを私も現地を見てそのように考えておりますので、そのことは引き続きお願いをして、協議をしていきたいというように思っております。

それとあと、曾我の件も出されました、これも再三にわたって調整を行い、私が知る限り、たしか3度にわたって計画変更を行って設計まで見直していただいて、住民の皆さんのお望に応えていただいたという経緯もあって、規制的にはぎりぎりのいろんな調整を行った結果ではないかなというふうに判断をしてございます。

また、行政も立ち会うべきというのは、これは全くそのとおりでありますので、担当課のほうで業務が重複して出れない場合は、役場の関係課の中から必ず誰か出るような形はこの組織として取り組んでいきたいというように考えております。

また、先ほどありました規制の見直しにつきましては、現在アクションプラン、あるいは今後条例化も含めた、今新たな検討を行っておりますので、この環境関係の条例の中でも検討させていただいて、その財産権を踏まえた調整の中で可能であれば規制の強化にも着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） それぞれご回答いただきました。

現状については、了解いたします。

ただ、これまでの景観条例は、一度平成20年に改定がされました。この中で協議対象となる指定事業上の種類が幾つか加わっております。ですから、こういった改定については現在進行している

実態に合わせて改定の検討をぜひしていただきたいと思っております。

ニセコ町の第5次の総合計画の中で地区ビジョン、地区別構想という項目がございまして、ここでは各地区の皆さんからアンケートを行ってご意見を聞く、あるいはヒアリングを行うという形でまとめられております。アンケートの結果を見ますと、いわゆる東部地区、近藤や元町でありますけれども、自然環境の豊かな地域の姿を望むというのは33.9%、地域と学校と住民が交流できる場としての地域の姿32.1%、並んでおりますが、これを受けて重点課題として3番目に森林等緑環境の保全、5番目として農地と農村景観の保全と土地利用がうたわれております。また、川北地区においては、アンケートの結果では自然環境の豊かな地域の姿を最も大切にしたいと答えた方が52.7%、その結果、それらを受けて重点課題としては1番目に大規模リゾート開発と土地利用、2番目に農地の保全とリゾート開発、3番目に森林と水の保全、こういったものが課題として上げられております。こういった総合計画の観点からも、ぜひ今の状況と見比べて準都市計画あるいは景観条例についての見直しをぜひ進めていただきたいと思いますけれども、繰り返しになりますが、また先ほど出ましたけれども、SDGsの観点からもぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、その上でのお考えを再度お聞きします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 基本的な考え方としては、これまで回答させていただいたとおりであります  
が、これまで大規模開発構想、今動いているものはこれまで協議をして積み上げられてきて環境保  
全や景観にも配慮したものが現在ニセコ町内で進行しているというふうに理解をしております。  
ただ、これまでも大規模リゾート構想につきましては、幾つかニセコ町に持ち込まれて実際に協議を  
させていただいたものも何件かございまして、その中のまちづくりに合わないものについてはお断  
りをさせていただいております。ニセコにはこういう巨大な施設はなじまないであるとか、あるいは  
はこれまでかなり大きなところにちゃんとリゾートとしての枠を切って、壠といいますか、  
そういうもので全てのものは自分たちがやりますと。ごみから電力から全部賄いますからという話  
で来られたことも、それは町にとって治外法権の、言ってみればまちづくりと合わない施設ができ  
てしまうということですので、そういったものについてはこれまで即座にお断りをしてきたところで  
あります。これまでニセコ町役場に対して地方政府という価値観を持ってこられる事業者の方々、  
あるいは計画される皆さんについては、役場の意向とか、特に景観条例とか環境とか  
という話をしますと理解をして、それでは私たちの計画については断念をする、あるいは別な町で  
考えますということでお引き取りされたところが多々実はあったわけですが、現在幾つか持  
ち込まれている中には我々をそういう環境とか景観という多少配慮していただけないような案件  
もありまして、それにつきましては現在ある条例や、あるいは町の姿勢を訴える中からできるだけ  
乱開発に至らないように引き続き取り組んでいきたいというように思っておりますが、それにつき  
ましても一定程度の限界を現在感じているところでありますので、高木議員おっしゃるとおりそ  
ういった強化も含めて検討させていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いい  
たします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 3問目、高齢者住宅建設計画のミスマッチ解消と公営住宅の改善について。

6月定例会において高齢者住宅に関連しての質問に対し、ミスマッチ解消対象世帯は65平米以上の3LDKにお住まいの26世帯、3階以上の高いところにお住まいの方が6世帯いるということです32世帯、そして階段への椅子式昇降機設置に関しては、当分もう少し今まで以上に1階があいた場合、上の方に声をかけるとか、戦略的なミスマッチの解消も必要なのかなということで今考えているところですと回答がございました。現在ニセコ町の公営住宅長寿命化計画においては、重点団地新規A団地（28戸）、新規B団地（24戸）という計画がうたわれております。そして、2025年度までに52戸建設し、ミスマッチの解消はA、B合わせて26戸との記述がございます。しかし、私は階段の有無というところに着目する必要があると思いまして、3階以上に限らず1階に車庫があるタイプの団地、富士見、新有島、望羊、中央の4団地でありますけれども、ここに入居されている高齢者世帯にとっては本来全てミスマッチの解消の対象となり得るものだというふうに思います。また、住生活基本計画の資料からは階段使用のこの4団地で高齢者世帯、単身あるいは2人のお住まいは55世帯になるのではないかと資料からは読み取れます。

そこで、1階部分が車庫となっている上記団地に現段階で入居している高齢者、これは65歳以上世帯ですけれども、何世帯になるでしょうか。また、このうちもし把握していれば、現在歩行困難者がいる世帯は何世帯と把握しているでしょうか。

2点目としては、現段階で1階部分が車庫となっている団地に入居している高齢者世帯のうち何世帯が2025年度までに転居が可能と見込んでおるでしょうか。転居ができず、従来の1階部分が車庫となっている団地に入居し続ける高齢者は何世帯ぐらい残ると想定しているでしょうか。こうした高齢者、とりわけ足腰の弱った方のためには、この入居をし続けざるを得ない方にとって椅子式昇降機は必要と思われますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の1階部分が車庫となっている富士見団地、新有島団地、望羊団地、中央団地の4団地に入居している高齢者世帯は何世帯あるのか。また、歩行困難である高齢者はどの程度いらっしゃるかというご質問でありますが、現在車庫を含む1階から4階までのご高齢の皆さんには54世帯でございます。また、歩行が困難なご高齢の皆さんの世帯が5世帯あるというふうに確認をしております。

2点目の1階部分が車庫となっている高齢者のうち2025年まで転居が可能か、またこうした高齢者が転居できない世帯がどれだけあるか。さらに、足腰の弱い方のための椅子式昇降機が必要ではないかという質問でございますが、現在ニセコ町公営住宅等長寿命化計画の見直し作業を実施しておりますが、全てのご高齢の皆様の移転というのは難しいものというふうに考えておりますが、この計画策定の中でご高齢の皆さんを含むミスマッチ対策の建設戸数などを具体的に計画をしてまいりたいと考えております。また、転居できないご高齢世帯につきましては、運用面において、例えば4階から1階へ移転してもらうなどの対応をしていきたいと考えております。そのほか、民間住宅への移転や、状況によっては高齢者施設などへの入居状況も踏まえながら、保健師などの意見も聞きつつ対応してまいりたいと考えております。椅子式昇降機につきましては、前回6月の議会で

も答弁させていただきましたが、運用面における安全対策や利活用の頻度などを考慮するとともに、設置費に400万円から500万円程度のコストがかかることなどを総合的に勘案し、現段階では椅子式昇降機を設置するというのは難しいことというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） 先日行われました所管事務調査において示された公営住宅新団地整備基本計画対象敷地の説明によりますと、この敷地は約2,400平米、既存公営住宅におけるミスマッチ解消に向けた住戸と新規入居向け住戸を整備、高齢者子育て支援住宅とあわせ支援センターの整備を計画、公営住宅、民間住宅、教員住宅などの複合的な住宅団地によるミックスコミュニティの創出も検討とありました。しかし、この2,400平米という団地向けの敷地というのは、そんなに広くはありません。

それで、今はまだ詳細を詰めるということありますけれども、この新団地に建設することによって解消される予定の高齢者ミスマッチ戸数についてはどの程度をお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの質問にお答えします。

先日所管事務調査でご説明させていただきました敷地、全体では2,400あるのですけれども、今私ども建設課で公営住宅として考えているのはそんなに広くなくて、その敷地の西側の一部をということで。今基本計画をつくっている最中なのですが、まだ私の見解ですけれども、2棟程度は建てるのかなと。イメージとしては、1階に高齢者の住宅を5世帯、2階に子育て世帯が3世帯、面積的には高齢者の単身については40から45平米、子育て世帯の2階のほうにはおおむね75平米程度、このような組み合わせで2棟できないかということで、10世帯の単身もしくは夫婦のみでの高齢者世帯のミスマッチの解消につながればいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まだ具体的にここの場所という状況は出せる状況にありませんが、町でお貸ししている土地も一部戻していただける方向で今調整をしているところもありまして、それら大変場所的にはいい場所にあるものですから、それらも含めて計画の熟度を上げてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） 確かにここの場所だけに、ここの中に2棟は可能ということですけれども、民間住宅、それから教員住宅も予定しているという説明書きがありました。私は、ここにそういった幾つもの種類の住宅をつくるというのは面積的に難しいのではないかと思うのです。ですから、特に民間住宅も予定するというのは、これはSDGs未来都市の計画が動いておりますけれども、そちらに譲ってはどうかなというふうに思います。純粋にこの狭い中では、教員住宅も含めた公設的な住宅に絞るべきではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 今の、この間所管事務で説明した場所の民間住宅の件ですけれども、ここに民間住宅がありきでなくて、構想としていろいろ複合住宅として公営住宅だけで成り立つような町内会とか、そういうイメージでなくて、民間住宅とか、場合によっては教職員住宅とか、いろんな住宅が並んだ町内になればいいなというふうに思っているところです。

また、もう一つ、ご承知のとおり S D G s の街区のほうも、こちらについても民間住宅だけでなく、ある意味公営住宅的な住宅も含めて検討を今させていただいているところで、いずれにしてもいろいろな方々が集まった町内が形成されてコミュニティがとれればなという思いからご説明をさせていただいたところで、いずれにしましてもまだ調査段階で正式に皆さんにまだ公表できるような段階にはなっておりませんので、年度内に少し固めて皆さんにご説明を再度させていただきたいと思いますので、ご理解いただきます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 会計年度任用職員制度についてお尋ねします。

2017年5月に地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員制度が導入されることになりました。ニセコ町においても条例改正に向けての準備が進められております。概要は、7月の所管事務調査で説明がございました。町の行政は、現在雇用、配置されている非正規職員のさまざまな職場において重要な業務を担われておりますけれども、正規職員に比べますと賃金を初め多くの労働条件に差がついております。新制度移行に際して、法改定時に国会に全会一致で決議された附帯決議、1、再度の任用が可能なことを明示すること、2、人材確保及び雇用安定の観点からの任用のあり方を検討すること、3、現行の臨時、非正規職員からの移行に当たって不利益が生じないよう必要な財源確保に努めること、4、民間の同一労働同一賃金の議論の動向を注視しながら対応に努めること、この附帯決議がされておりますけれども、この附帯決議を尊重することが非常に重要です。

そこで、1番目、ニセコ町における各部門全体の正規職員数及び条例定数を含めてですね、それから非正規職員数はそれぞれ何人か。非正規職員が区分されておりますけれども、その区別に人数を教えていただきたいと思います。

2番目に、条例改正、新制度移行に際して全ての対象職員の賃金を改善し、雇用を安定させ、一切不利益を生じさせないことが重要だと思いますけれども、町としての基本的考え方を伺いたいと思います。総務省の自治行政局公務員部長から各都道府県知事、道議会議長、指定都市市長、同議長、人事委員会委員長宛てに2018年10月に詳細な会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版というものが出ておりますが、これにおいて制度設計における技術的助言というものが通知されております。この内容を市町村にも周知するように要請されておりますので、ニセコ町においてもこの事務処理マニュアルに沿って準備されていると思います。その上で、これとは異なるといいますか、これを上回るような町としての特徴的な項目といいうのがあるでしょうか、あるいはないでしょうか。マニュアルどおりでしょうか。また、この関係条例の提出時期及び職員募集の時期についての見通しを伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

初めに、会計年度任用職員についてでございますが、地方公務員の臨時非常勤職員は現状において自治体行政推進の重要な担い手となっており、特別職非常勤職員や臨時の任用職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められているものと認識をしてございます。平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により特別職非常勤職員及び臨時の任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月1日に施行されるというものでございます。本町におきましても、来年4月1日に会計年度任用職員への移行に向けての準備作業を進めているところでございます。

まず、1点目のご質問のニセコ町における全体の正職員数及び非常勤職員数につきましては、正職員数は95名でございます。これは、休職中の職員を含んで95名ということです。次に、非常勤職員数は100名でございます。この非常勤職員数100名には準職員、嘱託職員、地域おこし協力隊、集落支援員、ALT、国際交流員、臨時職員というものが入った数でございます。

次、2点目の会計年度任用職員制度の移行に関して総務省から示されているマニュアルやQ&A、さらには他市町村の動向等も参考にしながら極力不利益が生じないよう制度設計を行ってまいりたいと考えております。現在のところ総務省のマニュアルに基づいた処理が可能というふうに考えておりまして、それに準じた取り扱いの制度設計を行っているという状況でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） 今回かなり大きな制度の変更だと思います。

それで、現在100名の非正規の方たちがそれぞれいらっしゃるということですけれども、今回対象となっている当該職員の皆さんにおいては、やはり新しい制度の移行に当たっての不安があるのではないかと思います。これは、総務省から指示されている導入のスケジュールの模式図みたいのがございますけれども、この想定の中には職員団体との協議という一段階が入っておりますけれども、町としてこれまでそういった職員団体あるいは当該職員、あるいは働いている所属組織においてどのように説明をされているか、あるいはされていなければ今後どのように、どの段階で行うか、予定があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） それでは、今のご質問について私のほうからお答えさせていただきます。

この新しい制度ができるというのは、議員おっしゃるとおり大きな公務員制度改革というか改正になるということでは押さえております。それで、総務省のほうのスケジュールでございますが、私どももそのスケジュール感については確認しておるところでございます。それで、職員団体との協議ということについては、改めて職員団体と具体的に詰めているという状況には今のところございません。当該職員への説明についても、同じように職員を集めての説明ということは現段階では行っていないのですが、12月議会に向けて条例を提案させていただこうというふうに今準備を進め

ているところでございまして、条例の骨格が決まりましたら該当する職員ですとか関係するところに協議してまいりたいというふうに考えております。ただ、これまで昨年からですか、この会計年度任用職員の制度が始まるということが明らかになってから、各課長会議ですとか、そういう職員の中には令和2年からの会計年度任用職員に向けての整理をしていくということで、何回か職員の洗い出しますとか、そういう調査をしているところがございますので、職員についてそういう中の周知はさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木直良君。

○8番（高木直良君） ぜひ丁寧な説明を適切な時期にぜひ行っていただきたいと思います。

その上で、先ほど回答がございましたように、町行政の執行に当たりまして正規職員が95名、その他の非正規の方たちが100名ということで、非正規の2分の1の方たちが行政を担っているということあります。こういったほぼ同数になるわけですけれども、そのほかに指定管理者で働いている方たちもいらっしゃいます。指定管理の職場も町行政を担っている重要な一部だというふうに考えますので、それらを含めて今後はぜひとも全体的な労働条件、待遇の改善に努めていただきたいというふうに思います。

その上で、こういった実態については、なかなか町民の皆さんには知られていないのではないかと思います。これらの制度移行に当たって総務省からも実態調査が行われて提出されていると思うのですけれども、こういったものなどもぜひ生かすということで、例えば「広報ニセコ」では年1回、職員の給与実態についてページを割いて報告されております。私は、今後はこの任用制度が導入されることに伴って、このお知らせの中に正規職員だけではなく、今度の会計年度任用職員の給与実態などもぜひ出していただきたいと思います。そして、私はこのページはただ給与実態がこうだというだけではなくて、ニセコ町の行政にかかる人たちがどの部分でどのように働いているかということもあわせてお知らせできるページにすべきではないかなというふうに思います。ぜひ今回の制度改定に伴って、町民の皆さんにも行政のそれぞれの部署で皆さんがどのように日々頑張っているか、対応しているかということが伝わるような「広報ニセコ」のページを検討していただきたいと思います。それについてお考えがあれば答弁お願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまの質問でございますが、丁寧な説明と適正な時期に行うことということに関しましてはそのとおりだと思いますので、丁寧な説明に心がけていきたいというふうに思います。

また、指定管理者の職員も含めてということでございますが、それらについては指定管理の部署の部分と協議しながらということで考えていきたいと思います。

また、給与等の公表につきましては、おっしゃるとおり広報での公表しているわけでございますが、会計年度任用職員も含めてということのお話ですので、その辺もどのようにしたらいいようないいか、きちっと公表できるかどうかというあたりを含めて検討してまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） おはようございます。5番、斎藤うめ子です。通告に従いまして、5件質問させていただきます。少し長くなるところもあるかもしれませんけれども、議長の寛容なるご配慮をよろしくお願ひいたします。

では、1件目に参ります。SDGs高校生未来会議の開催について伺います。ことし8月6日から8日の3日間、ニセコ町でSDGs高校生未来会議が開催されました。国際社会で活躍する人材の育成を目的に、スーパーグローバルハイスクールに指定されている札幌日大高校を中心に、ニセコ町などでつくる実行委員会が開催し、SDGs達成の目標年2030年まで毎年ニセコ町で開催されると聞いております。この実行委員会に名を連ねているニセコ町は、SDGs高校生未来会議で今後予算を含めどのような役割を果たし、また今後のかかわり方とその計画、展望について、町長、教育長に伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの斎藤議員のご質問にお答えいたします。

SDGs高校生未来会議については、昨年12月に主催事務局である札幌日本大学高等学校から相談があった当初から開催地として協力していくこととし、会場となった町民センターの無償提供やスタッフを配置して開催期間中の運営を支援しております。また、町としてのおもてなし事業としてレセプションにおけるウエルカム野菜の提供、ウエルカム動画の制作、上映のほか、ニセコ高校と連携し、ニセコ町の紹介やニセコ高校の活動発表も行っております。ニセコ町としての予算については、これの取り組みにかかる費用のほか、レセプションに出席した職員1名の参加費を負担しております。協賛金や開催地としての負担金は当初より不要との説明を受けており、またニセコ高校生3名の参加費についても主催事務局と相談の上、今回は不要ということになっております。この会議につきましては、今後もニセコ町での会議開催が予定されておりますが、主催事務局からはこのような会議の開催が今回初めてであり、手探り状態での開催となつたため、来年度以降については今回の経験や実績を踏まえて今後整理、検討していくことを伺っているところでございます。ニセコ町としては、ニセコ町での継続的な開催を支援していくという方針のもと、主催事務局から今回の開催結果報告や次回以降の具体的な事業計画の相談をいただいた上でかかわり方も含めた協力、支援内容について教育委員会やニセコ高校と協議をしながら連携して検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斎藤議員のご質問に対しまして、私からはニセコ高校のかかわりについてお答えをいたします。

SDGs高校生未来会議は、11カ国の高校生46名が参加いたしました。分科会では、SDGs17の目標のうち5つのテーマに分かれ、それぞれに高校生の目線、考えで議論いたしました。ニセコ高校生は3名が参加し、初日のオープニングセレモニーやレセプションでニセコ町民として、及びニセコ高校生としてのメッセージを発表、分科会ではほかの参加者とともにディスカッション及びプレゼンテーションに取り組んでおります。来年もニセコ町を開催地として本会議が開催されると聞

いております。みずから学ぶ態度を養い、科学的な知識、技術を身につけることを教育目標としているニセコ高校におきましては、このような場に参加することは生徒の成長を促すよい機会であると考えております。教育委員会としては、次年度以降も同様に参加していけるように配慮をしてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤うめ子君。

○5番（齊藤うめ子君） ただいま町長と教育長からご答弁いただきましたけれども、もう少し詳しく伺いたいので、質問させていただきます。

私は、この3日間、6日から8日、ビジターとして見学させていただきました。こういう高校生のSDGsの未来会議というのがニセコ町で開かれるということもこれからの教育の向上も含めて非常に教育面でも大変すばらしいチャンスになるのではないかという思いがしております。

そして、これから細かいことをお聞きしますけれども、よろしいでしょうか。ちょっと重なるかもしれませんけれども、このSDGsの中身というのは非常に濃いものがありますので、先ほど町長が、去年ですか、こういうお話があって、ニセコ高校にも参加というお声がかかったというふうにおっしゃっていましたけれども、もちろんこれ全部英語でやることが一応原則になっていますから、英語力も物すごく大切なわけですけれども、まず生徒たちがふだんからこういうテーマに関して問題意識を持って、そして徹底的な事前学習の必要があるのではないかというふうにすごく感じました。それに関して次のことについてお聞きしたいのですけれども、どのくらい高校生が参加することになって、人選も含めてどのくらい準備されたのか伺いたいと思います。

それから、先ほど参加費については、今回はちょっと聞き落としましたが、1名を除いては招待という形になったわけですか。それで、今回は1回目ですので、先ほど手探り状態とおっしゃったのですけれども、新聞によりますと2030年までニセコ町で開催というふうに書いてありましたので、そうなりますとこれから12回開催するということになりますから、これはもう本当に計画を立てていかなくてはいけないかなと思っています。この総括ですね、本当に先ほどおっしゃったように11カ国から46名の高校生が参加されたわけですけれども、実際にスタッフだとかファシリテーターとかの方たちも含めると総勢、その倍以上の方たちが参加しているわけです。非常に内容の濃い問題だったと思います。その総括については、いつごろまとめができ上がるのか伺いたいと思います。

それと次、この会議では同時に教員研修会も行われました。これまでの学びのあり方を変える、学びの変革について教師の果たす役割とは、グループディスカッションを行っておりましたけれども、現在の学校の学びのあり方と比較して大きな違いは何か気づいたことがあれば伺いたいなと思っています。

それから、今回地域おこし協力隊から7名の方が参加されておりましたけれども、この7名の方の人選はどのようにされたのかなと思っています。

それと次は、ちょっと重なるかもしれませんのが、この機会に教育のレベルアップを期待しているのですけれども、SDGsとこの関連したテーマが、また来年も決まっているかと思いますけれども、教育の進め方を検討することが重要ではないかと思いますけれども、現在計画を立てていらっしゃるのでしたら、どういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それと次、議論は原則英語で行われておりましたけれども、日本語も多少ありましたけれども、英語圏からの生徒とか、それから海外に在住していた帰国子女の方とか、それから国によっては幼少から英語を使用している生徒さんもおりましたので、英語のレベルの格差というのは物すごく大きいのではないかというふうに感じました。SDGs未来都市モデルとしてニセコ町は、今後この高校生の会が開催されるとすると、英語の必要性が非常に重要になってくるのではないかと思っています。教育委員会としては、国際社会で活躍する人材を育成するために、児童生徒の英語力を向上するために、どのような施策を考えられているのか伺いたいと思います。

それからもう一つ、来年からニセコ町議会にも声をかけていただけたらありがたいなというふうに思っております。

それともう一点、せっかくこの機会でしたので、会場の状況もあったかと思いますけれども、主にディスカッションは町民センターでされましたけれども、この機会に高校3年生が参加されていましたすけれども、希望者全員というわけにはいかないかも知れないけれども、高校生1年生、2年生、次に続く方たちが希望を募って一部傍聴するとか、そういう機会を考えられなかつたのかなというふうに思っております。また、中学生も含めて、こういう場を見学するだけでも大変刺激になるのではないかというふうに私は思いました。

再質問、以上です。よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） 斎藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

大きく9点ありましたと思いますので、私のほうからお答えできる範囲で順次お答えしていくたいと思います。

まず、人選と準備期間はということなのですけれども、今年の5月から具体的に日大高校のほうからお話をいただきながら準備を順次進めていっています。その中で町のほうに対してレセプションの中でこういったことをしていただきたいというお話があった中で高校のほうとも協議をしながら生徒3名参加をするということで進めていったところでございます。

2点目、1名を除いて招待といったようなお話があったかと思いますが、招待といいますか、そもそもこの会議 자체が企業からの協賛金を非常に見込んで開催をしていったことで日大高校のほうから説明を受けております。ですので、基本的に参加費だとか、町長の答弁でも申し上げましたが、開催地としての負担金は当初から要らないというような話をしていましたところでございます。参加費1名というのは、レセプションに教育長が出席者ということで参加をしておりますので、その参加費を支払っております。先ほど地域おこし協力隊7名参加ということでお話しございましたが、参加者ということではなくて、ウエルカム野菜の提供ですとか運営のほうのスタッフということでその場に立ち会っていたということでして、参加という形態でこの場にいたようなことではございませんでした。

3点目、これから12回やっていくということで、今後に向けて総括はどうなのかといったようなお話しございましたが、今こちらのほうも日大高校のほうで報告書を作成している最中ということで伺っております。議事録等も3日間ということで結構膨大な量になるということで時間がかかりま

すということで説明を受けております。

4点目につきましては、教員の研修会ということですので、私のほうからはお答えはできないかなというふうには考えております。

5点目の地域おこし協力隊7名の人選ということですけれども、参加の形態は先ほどご説明したとおり、参加者ではなくて、あくまでもスタッフということでこの場に立ち会って運営に携わっていたということでございます。人選につきましては、結局そのウエルカム野菜の提供ですか、あるいはニセコ高校生と町の紹介をやる中でニッキー、アニッキーにも登壇をしてもらってという形でかけ合いをやっております。その着ぐるみの中に入る人数だとか、そういったところも総体的に必要な人数を検討しまして7名、スタッフということで配置をしております。

あと議会にも声をかけていただきたいといったようなお話と、あと希望者がみんな参加できなかつたと、見学といったお話もございました。このあたりも、今回初めての開催ということで、事務局のほうはかなりばたばたと直前まで準備をしていたような形態がございます。参加者ですか、その周知のほうにつきましても、私どものほうから日大高校のほうに随時確認をしていたのですけれども、その中で先方のほうの方針がなかなか決まらなかつたりといったようなところもありまして、結果的にこういった大きな行事を開催するといったご案内がおくれたような状況もございます。ただ、そもそもあくまでも参加者は高校生ということでやっておりますので、それ以外の見学であつたり、あるいは一般の方が参加できるような、といったメニューをつくったりということも今後検討していくかなければならないのかなというふうに思っております、それにつきましては日大高校のほうにも次年度に向けて申し入れをしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、私のほうから教育委員会としてのかかわりの面で今の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、ニセコ高校生としての参加については、先ほど町長申し上げましたように12月ごろ話があつたわけですけれども、その後すぐにニセコ高校についてはこの話については校長のほうに話をしておりまして、高校の校内のほうで内部検討した上で徐々に参加という形で考えをまとめてきたところだと思います。ただ、具体的な姿がまだ当初は見えなかつた部分もありまして、どのような形で参加をするのかというあたりについては、具体的には先ほど柏木参事からもありましたように5月ぐらいの時期だったというふうに私のほうでは押させております。

次に、教員研修会の部分ですが、私も資料を見る限りということではありますけれども、今教育に求められております課題探求型の学習方法について十分参加校の先生方が研修を積んだというふうな読み取りがこの資料からはできますので、今後高校の教育活動においてもこのようなことを取り入れながら進められるものというふうに期待をしているところであります。

それから、英語力向上の町としての施策についてでありますけれども、本町では2年前から英語教育推進プランというのを策定いたしまして、それに基づきながら幼児センターから高校までの英語教育の充実を目指して施策を推進しております。この会議があつたからではなくて、あくまでも

この計画に基づきながら着実な施策の推進を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、英語力を通して子どもたちのコミュニケーション能力の育成ということを目指してこれからも取り組んでまいります。

また最後に、中学校への見学についてですけれども、これについてはまだ検討の余地があるかなというふうに思っておりまして、教育委員会としましてはあくまでもニセコ高校生の参加について積極的な支援をしてまいりたいということで今後も考えてまいりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） これは、質問にはならないかもしれませんけれども、この機会、SDGsと関係して高校生、これから今高校生、16歳から18歳のお子さんたちが12年後には30歳になるという。どんどん年齢も上がりますので、この機会にぜひとも学力、もちろん英語もありますけれども、教育のほうに力を入れていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斎藤うめ子君） 2件目、全国学力テストにおける英語の結果分析について伺います。

2019年度全国学力テストで中学3年生を対象に初めて英語の試験を実施し、聞く、読む、書く、話すの4つの技能を調査しました。その結果、書く、話すの平均回答率は50%を切り、特に話すは30%と際立って低く、また会話を聞いて即座に質問するといったやりとり型、いわゆるディスカッションでは10%にとどまっています。道内は、書く、話すの正答率が低かつただけでなく、無回答率が全国平均を大きく上回っているとあります。

そこで、ニセコ中学校3年生の英語の回答結果から、その特徴と問題点について伺いたいと思います。そして、今後の英語教育の取り組みについてどのようなお考えか教育長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斎藤議員のご質問にお答えをいたします。

全国学力テスト、正式には全国学力・学習状況調査といいますけれども、平成19年度から全国的に実施され、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的にしております。なお、英語につきましては、ことし初めての実施であります。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、7月31日に集計データが公表されております。中学校英語につきましては、聞くことの平均正答率が68.3%、読むことの平均正答率が56.2%、書くことの平均正答率が46.4%となっております。なお、話すことにつきましては、一部の学校での実施ということで参考値として集計されており、30.8%となっております。この調査の結果の評価につきましては、話されたり書かれたりしている内容を聞き取ったり読み取ったりすることはおおむねできているとしておりますが、その内容を踏まえて目的、場面、状況に応じて相手に伝えたいことが要約できていないことや文法などの知識を活用することに課題があり、文章を相手に伝わる

よう書けていないとしております。また、話すことにつきましては、特に即興でのやりとりに課題があるとしております。なお、本町の結果につきましては、現在整理、分析をしているところでありますので、12月定例議会にてその概要を報告する予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、ニセコ町では平成30年にニセコ町英語教育推進プランを策定し、独自に幼児から高校生まで連続性のある英語教育を取り組んでおります。幼児センター及び各学校にALTを配置し、年齢段階に応じた内容、時間数を定め、英語の学びを強化しております。ただ、語学の習得は大変時間がかかると思いますので、引き続き取り組みを積み重ねてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） 私は、ニセコ町の場合、この英語学習には恵まれているのではないかと思うのです、環境的に。というのは、外国人の方も多いですし、それから国際結婚で生まれたお子さんとか、そういう方たちがたくさんいらっしゃる中で、外国人だからとか、それから海外にいたからといって英語を教えられるわけではないのですけれども、今考えていることはニセコ町でそういう方たちの英語の指導者を養成する、何かそういう機会というのを設けてはいかがかなというふうに思っています。教員の経験者もたくさんいらっしゃいますし、それから聞くところ、子どもだけではなくて、大人も含めて英語を学習したいという方たちが非常に多いです。ところが、それはいっても改めて英語教室に通うとか、そういうことがなかなか難しいというところもあるかと思います。

それで、何よりも英語をたくさん使うという機会を持つことが一番大切ではないかと思っています。子どもたちの英語なのですけれども、全国で英語の非常にすぐれた成績を出しているところは、やはり独自の取り組みをしているようなです。先ほど教育長がおっしゃった英語教育推進プランというニセコ町の英語教育のプランがあるわけです。それは、その成果というのはまだあらわれていないのでしょうか。その点をお聞きしたいと思っています。

前後して申しわけありません。ほかの例として、私が知る限りでは福井県とか外国語指導ALTの人たちを非常にふやすとか、それから授業以外の空き時間ごとにいろいろと英語を使う機会をふやすとか、それからここで私が知る限りさいたま市では小学校1年生から独自のカリキュラムを導入して、その時間をふやすとか、そういうことをやっているようなです。

それと、これは英語だけではないのですけれども、今全国で公営の塾ですね、自治体が創設する公営の塾というのが注目されているようなです。私は、どれだけあるのかはわかりませんけれども、私の知る限りでは海士町の島前高校とか、それから白馬村にある国際学校なんかは公設の塾が開かれています。もちろん生徒はそれは選択で、無料ではないのですけれども、非常に安い授業料で受けられるという組織があるわけです。それから、本当に偶然なのですけれども、数日前に利尻町でそういう公営塾を始めて、そして島には高校生が70人いるそうなのですけれども、1年生、2年生、3年生、毎日好きなだけ来ていいという塾だそうです。1年生は月3,000円、2年生は5,000円、高校3年生は7,000円という安い金額で、そして先生は非常に優秀な先生を迎えて、そしてまた

東京大学に、ちょっと私メモを持ってこなかったので、済みません。そういう大学の課外のトレーニングというのがあって、それで東京大学から利尻島に3週間とか期間を区切って、そこで子どもたちに教える。そういう全国から非常に優秀な現役の学生さんに来ていただいて、直接授業を受けるとか、そういうことをやっているようなのです。ですから、ニセコ町という土地柄にぜひ来たいとか、そういう学生さんもいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、そういう全国からここで教えたいという学生さんたちを集めて公営の塾、もちろん専門のちゃんとした常任の方も必要ですけれども、そういう方に来ていただいて学習する。それで、やはり子どもたちの教育力というのは本格的にきちっとやらなければ、なかなか伸びるものではないですから、そういう公営塾というのを検討されてはどうかなと思いますけれども、教育長、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君）　菊地教育長。

○教育長（菊地　博君）　それでは、私のほうからただいまの齊藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、ニセコ町が非常に環境に恵まれていると。それは、私もそう考えておりまして、そういう環境をぜひ生かしたいということで今教育に取り組んでいるところであります。特に英語学習に関して申しますと、まず先ほど申しましたようにニセコ町として独自の英語教育推進化を策定しているということで、これにつきましてきっかけになったのは小学校英語が来年度から本格実施されるということで、この移行期が2年間あったわけですけれども、この移行期に向けてやはり今まで幼児センターから英語に取り組んできたわけですけれども、なおさら連続性をしっかりとつけようということで策定して今進めているところです。ですから、この移行期の2年間の検証というのを何らかの形でしたいというふうに考えておりますので、その検証の結果、成果と課題を洗い出しして来年度の本格実施に向けた、またプランの見直しもしてまいりたいというふうに考えております。

なお、独自の取り組みでいいますと、ALTの話も先ほど出ましたけれども、本町にもALTが3名の方がおります。これは、なかなか町村単位ではないのかなというふうに考えておりますし、小学校には今英語専科教員の配置と。これは、文科省、道教育委の支援を受けまして、英語の専科教員が入っております。これもひとつ英語学習の充実のために今取り入れてはいることありますし、それから先ほど齊藤議員からもありましたように地域人材の活用。例えば先日小学校6年生において英語でトライという活動を行いました。これを地域の方々4名、それからALT、それから役場のCIR、それぞれに検査員になっていただいて、子どもたちと英語でのコミュニケーションをそれぞれやってもらったわけですけれども、町独自でこの英語でトライを実施するということは、なかなかこれは道内ほかの町村見てもないことではないかなというふうに思っておりますので、こなし1回目だったわけですけれども、こういう子どもたちにネイティブの方だととか、英語が本当に堪能な方と直接教室から外へ出て会話する機会をこれからもふやしてまいりたいというふうに考えております。

最後に公営塾についてですが、教育委員会でも検討を今しているところです。ただ、どういった狙いで、どんな内容でやるのかというあたりでいろいろ議論しているところですが、そのうちの一つ考えられることとしては、高校生がやはり先ほど申しましたように、世界に目を向けた高

校生が実際に入学しておりますので、やはり教育課程外でも英語の学びの充実につながるような、そういう取り組みができないかなというふうに今考えているところでありますので、もう少しお時間をいただければというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 私からも関連して1点回答させていただきたいというふうに思います。

町民皆さんに対しての英語教育の推進につきましても、現在国際交流協議会、これは斎藤議員も会員として参加していただいておりますが、そこにおります国際交流員、CIR4名によりまして今英語教室が行われております。これは、初級から上級までのコースがありまして、多くの方が受講されて大変人気の講座というふうになっております。これについては、まさしくニセコ町のすばらしい特徴でないかなというふうに考えてございます。今後この部分につきましても、また積極的に授業を展開しながら活用していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 公営塾につきまして、1点だけご回答させていただきたいと思います。

日本の中で今公営塾、一番盛んで本当に成果が上がっているのが大分県豊後高田市だというふうに承知をしておりまして、これまで教育長含めた教育委員に豊後高田市の視察をいただいております。公式の場で教育委員会にお願いできる総合教育会議においても、公営塾の検討を教育委員会にお願いしているということで、私も公営塾というのは今後必要であるという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） もう一回お聞きしたいのですけれども、先ほど教育長が地域の人材を活用して英語でトライというのをされたとお聞きしたのですけれども、それを初めてされたのでしょうか。

それと、私はここに住んでいて、ALTによる英語教室とか国際交流員の方がされているのは私も受けたことがありますけれども、私の印象としてはまだまだ足りないのではないかという印象を受けています。そして、やはり英語でこういう機会というのですか、生かせる、話す機会というのは、やっぱり多ければ多いほど効果はあるわけですから、それで動機づけも大変大切なのですけれども、もう少し町民、子どもたちももちろんのですけれども、児童生徒たちももちろんのですけれども、町全体にそういう機会をもう少し発展というか、盛んにできないかなと思っています。

それで、私はお答えしていただかなかつたと思うのですけれども、この町内にいる英語の甲斐性のある方の指導養成ということは、少し養成すれば人に、誰でも教えられるものではないけれども、そういう養成の機会があればまたそういう人材もふえてくるのではないかというふうに思っていますので、そういう点も検討していただきたいという希望がありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 私のほうから答えられる部分についてお答えしたいというふうに思いま

ですが、まず小学生の英語でトライ、これはやはり今小学校英語が移行期に入って、北海道としてもその前段に中学生があるわけですけれども、もっともっと実際に使える英語力をやはり子どもたちに身につけさせたいと。いわゆる教室英語から脱出をして社会で使える生きた英語という一つの手立てとして道教委が中学生にはE n g l i s h トライアル、小学生には昨年からだと思いますが、英語でトライという活動が始まったということで、まだまだ全道的にもそんなに浸透はしていないわけですけれども、本町では今年度初めて行ったということあります。

それから、ただ小学生に英語を学ばせる際に気をつけなければならないのは、英語嫌いをつくってはだめだというふうに思っていますので、できるだけ小学校のうちは楽しく英語を学べるような学習の工夫というのが必要ではないかなというふうに思っていますので、その辺これからも留意してまいりたいというふうに思っております。

それから、英語の指導者養成についてであります、教育委員会では今のところそのようなことは考えておりませんが、むしろ先ほど言ったように地域人材の方々に指導者というよりもサポートーとして子どもたちにかかわってもらいたいと。やはり指導となると、これまた別な問題になりますので、特に子どもたちに英語を教える場合は教員免許が必要ですので、必ずしもみんな中心になって指導できるわけではないと。ただ、あくまでもサポートーだとか、いろんな方にご支援をいただくという面では地域の方々にこれからも協力してもらいたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斎藤うめ子君） 3件目に参ります。

食品ロス削減推進法について伺います。食品ロスという言葉が近年よく聞かれるようになってかなり久しくなりましたが、ことし5月24日に食品ロス削減推進法が成立しました。10月30日は、食品ロス削減の日と規定されています。

これは、まだ食べられる食品が2016年に国内で643万トンも廃棄され、これは日本の1年間のお米の生産量にほぼ匹敵する量に当たります。国民1人当たり51キログラムに相当し、国連が飢餓に苦しむ途上国に届ける年間食糧援助量の2倍に相当します。食品ロス削減は、みんなが真剣に取り組めばSDGsの「飢餓をゼロに」の目標を達成する可能性が出てくるのではないかと私は思っております。

その一方で、日本の食料自給率はカロリーベースで37%と最低の水準にあり、食べ物の60%以上が世界中から輸入に依存しています。食品ロス削減推進法では、国、地方公共団体の責任を規定し、食品ロスの削減に関し、国と地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。法律で自治体は食品ロス削減推進計画の策定を求められています。

ニセコ町は、食品ロス削減法にある責務に向けてどのような取り組みを行っているのか。また、未来へ向けてどのような計画を立てていく予定なのか、町長、教育長に伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

食品ロスの削減の推進に関する法律、略称では食品ロス削減推進法が令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布されております。本法律は、食品ロスの削減に関し国、地方公共団体等の責務などを明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としたものでございます。ただ、本法律の施行が公布日から起算して6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、北海道においても現在のところ計画の策定が進んでいないという状況でございます。今後北海道の計画内容を見た中で、ニセコ町におきましても本町が努力義務となっているこの計画についての道との整合性や市町村としての計画策定の有無、判断なども見きわめながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

食品ロスにつきましては、ニセコ町においても生ごみの減量化、資源の有効利用、地球環境負荷の低減など大変重要な政策課題でもあり、引き続き食品ロスのない社会に向けた取り組みが今後とも持続して検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君）　菊地教育長。

○教育長（菊地　博君）　それでは、私のほうからは食品ロスの問題につきまして、教育の面につきまして取り組みをお答えいたします。

現在小中学校の各教科等におきましては、直接食品ロスについて言及している内容はございませんが、食品ロスが廃棄物の一つであるということから、社会科や保健体育科におけるごみ問題やエネルギー問題、家庭科における環境に配慮した食生活などの単元におきまして、食品ロスについて取り扱うことができると考えております。また、食育の観点から感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むことを目的に、食品ロスの削減に取り組むことも可能です。

本町では、学校給食摂取基準に基づき、必要な栄養量や食事内容を考慮し、おいしく魅力のある学校給食を提供しております。また、各学校の給食担当者や養護教諭を中心に栄養教諭と連携をとり合う上で食育を進め、食べ残しがないよう指導や工夫をしており、各小中学校の残食は少ない状況にあります。今後も安全でおいしい給食の提供に努め、食育の充実を図るとともに、各教科等において食品ロスを含む環境問題、食の問題につきまして児童生徒が主体的に考え、行動する取り組みを進めてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君）　斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君）　皆さんご存じだと思いますけれども、ケニアのノーベル平和賞を受賞したマータイさんがもったいないという言葉を、日本人が昔から持つ節約や美德の精神をあらわした言葉として世界的に知られるようになりました。このもったいないの精神をニセコ町民の運動にすることについて、町長はどう思われるか伺いたいと思います。

それと、この食品ロス削減法の中では、地方自治体の責務、それから事業者の役割、消費者の役割、この3つが連携してこそ、この法律の目的が達成可能であるとしています。その消費者の役割の中で食品ロスのうちの家庭で生じているものが約半数を占めていると言われています。これには、やはり私たち消費者が意識の改革をすることが急務ではないかというふうに思っております。

このＳＤＧｓで「飢餓をゼロに」ということをうたっていますけれども、これは私が知る限りでは2017年の時点で飢餓の人口というのは8億2,100万人、およそ9人に1人が栄養不足に苦しんでいる。一方で世界の大人の8人に1人が肥満になっているという事実があります。ですから、ここのことろを単純に言えば調整すれば非常にうまくいくのではないかというふうに思いますけれども、それでは町民への啓発方法とか、それから生ごみの減量、食品ロスを出さないような意識を高めるということを、そういう施策ということをぜひ検討していただきたいなと思っております。

それと、皆さんもよくご存じだと思いますけれども、ついこの間9月7日の道新にルピシアさんの食品ロスのことがありました。これは、週末に、ニセコでは土曜日にアウトレットのマルシェが開かれていて、そしてそこで見切り品とかB級品とかというのが売られているのですけれども、これも食品ロスにつながる大変貴重な活動ではないかと思って、私は評価しております。そこの中で私が一つ驚いたのは、賞味期限切れのものも売られていきました。私は、それを日本でこういう大きなかところで見たのは初めてだったので聞いてみたら、味というか、品質は保証しますということだったので、買わせていただきましたけれども、全く問題ありませんでした。海外では賞味期限切れというのはよくあるのですけれども、こういうふうに今賞味期限だとか消費期限だとか非常にやかましいのですけれども、中には本当に賞味期限が過ぎても安全なものはたくさんありますので、そういうことをこういう事業の方が率先してされるということは非常にすばらしいことだなというふうに私は評価しております。

それと、私の非常に身近な問題として感じることは、こういう議会が終わった後、年に3回から4回ぐらいですか、懇親会がホテルや何かで行われるのですけれども、そのときに出される食事が余るというか、私が見ている範囲では3分の1ぐらいが食べ残されて、そして皆さんが帰った途端に、帰ると同時にこんな大きなバケツを持ってきて、今出されていた食事をどんどん、どんどん廃棄していくのです。それは、もうすごい量なので、私はそういうことがないように、ホテルでも最近持ち帰りというができるようになりましたけれども、最近確かめていませんけれども、ヒルトンさんでは持ち帰りはいけないというふうになっていますけれども、持ち帰りをするとか、それからまずは余るような量を出さないということが、提供しないということが非常に大切ではないかなと私は思っております。食べ切れる量を出す。

それと、これはつけ足しになるかもしれませんけれども、日本ではビュッフェスタイルというのがあるのですけれども、アルコール類の飲み放題というのは私は海外では見たことがないのですけれども、先日外国の方もアルコールの飲み放題というのは見たことがないということでした。アルコール類は嗜好品ですから、好きな方がお金を払って、飲んだら払うという精神というか、そういう方法に変えていってはいかがかなと思っています。私たちの身近なところで変えられるところはたくさんあると思いますので、まず本当に議会とか町の役場の懇親会でも残さないように、また残るような量を出してもらわないように、出してもらわないと言つたらいけないのでけれども、そういうことをやはり心がけていくことは、まず足元の一歩ではないかなというふうに思っています。ぜひそういう考え方を進めていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君）　片山町長。

○町長（片山健也君） まず、もったいない精神は、食物も含め、日ごろ全てのものに対してもったいないという精神を持つ、物を大事にするということは大変重要なことだというふうに思っております。

また、食物廃棄につきまして、私たちもいろんな会議でできるだけ残さないようにということは日ごろからお互い気をつけながら、そういうことをやっております。また、本町におきましては、廃棄食品残渣につきましては全て堆肥センターで土づくりに生かされているというような状況であります。しかし、議員おっしゃるとおり、食物につきましてそういった大切にしながら、できるだけ残さない、世界的な飢餓の問題もやっぱり関連していると思いますので、その辺は今後ともいろんな職場を通じてPRしていきたいというように思いますし、SDGsの中でもいろんな場で皆さんに周知をしてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時55分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） 5番、斎藤うめ子です。皆さん、こんにちは。引き続きまして一般質問を続けさせていただきます。

4件目、たばこのない社会を目指して。このたばこの受動喫煙禁止のことに関しては、今回で4回目の質問になります。過去3回、これに関する質問をしております。2013年3月、2016年3月、2017年6月、そして今回4回目になりました。では、始めます。

改正健康増進法が7月1日に一部施行され、役場庁舎内に設置されていた屋内喫煙室が使用できなくなり、庁舎内からたばこの火は消えました。北海道は肺がん死亡率が全国一高く、たばこの害を防ぐ対策は緊急の課題です。たばこが健康上プラスになることは一つもありません。たばこの煙は、200種類以上の有害物質や70種類以上の発がん物質を含んでいると言われています。喫煙は、咽頭がん、肺がん、膀胱がんのほか、動脈硬化を促進し、脳卒中、心筋梗塞、肺気腫等の発生源となり、認知症などの原因にもなり、寿命を10年近く縮めると言われています。喫煙による害は、医学上証明されている事実です。それは、喫煙する本人よりもさらに受動喫煙による他人への健康の影響が大きな問題です。健康増進法の改正により、役場敷地内での喫煙が禁止されることになりましたが、町民が集まる市民センターが禁煙にならないのはなぜか町長に伺います。これは、町民からの問い合わせで一般質問させていただきました。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布され、学校や病院、役場庁舎などの第1種施設については令和元年7月1日施行で敷地内禁煙となっています。また、事務所やホテ

ル、町民センターなどの第2種施設につきましては、令和2年4月1日施行で原則屋内禁煙が定められております。ニセコ町では、第1種施設の役場がことしの7月1日から敷地内禁煙としております。町民センターにつきましては、現在喫煙室がありますが、来年4月からは全館禁煙とすることで町民センター管理委託事業者である商工会とも協議済みであり、今後町民の皆さんにもお知らせをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） ただいまの町長の答弁で来年4月からですか、全面禁煙になるということで、集会所も。それを聞いてほっとしたのですけれども、ただ来年の4月まではまだ半年以上あります。これは、私もいろいろと改正健康増進法とか読んだのですけれども、確かに集会所、今の町民センター、単純に見れば該当しないところに屋内の喫煙室があるので、ならないということです。今利用されている方たちがいると思うのですけれども、私は法律で基本的にこの庁舎の中が禁煙になった段階で、私はどちらかというと、比較するのもなんのですけれども、町民センターのほうがもっと禁煙を先にすべきではないかと思っているぐらいです。というのは、私ははっきり申し上げてたばこは禁煙にすべきだとずっと持論を持っていまして、そしてこの庁舎内の喫煙というのは2階の室内に喫煙室があって、そして出入りする人というのは役場の人とか議員とか、外部からの人というのは本当にめったにない場所なのです。ですから、小さな幼児だとか、それから妊婦さんだとか、そういう人たちはまずほとんど2階まで上がってきて、たばこの煙にさらされることはないとあります。真っ先に私は町民センターこそ禁煙にすべきではないかというふうに思っていましたので、来年の4月からと町長はおっしゃったのですけれども、もっと早めることはできないものなのかなというふうに思っています。そして、この啓発というのですか、啓蒙活動をその間にでも極力進めいただきたいなというふうに思っています。何よりも、やはり町民の健康を守るという立場で考えていただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

役場庁舎とか学校や病院などの第1種施設は、ことしの7月1日からということですので、役場は7月1日から禁煙となっております。それで、町民センターは第2種施設ということで、町民センターに一応隔離された喫煙室があるということと、周知期間を持たせていただきたいなということで、今段階では来年4月1日ということで禁煙のほうに進んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） 再度、重なる部分もあるかもしれませんけれども、たばこについてこれだけ問題視するのは、明らかに今申し上げたように本人だけではなくて他人への健康に害を与えるということが大きな問題だと思っています。そして、受動喫煙の危険性ということの認識がまだまだ一般的に十分理解が得られていないのではないかという懸念があります。そして、この危険を知らない以上は、単に個人のたばこを吸うことは嗜好の問題なのだから、とやかく言ってもらいたくないという、そう言われる方が結構いらっしゃるのです。ですから、そういう認識の方にとって

は、たばこはいけないよとかと申し上げても、ただ不愉快になって、好きなものを取り上げるのかというような認識でいらっしゃるかと思うのです。ですから、やはりたばこの危険性というのがどういうものかということをもっと積極的に啓蒙とか広報で知らせるとか、そういうことをして、本当にたばこのない町にしていただきたいなというふうに私は思っています。

ここで私は一番先に、2013年になりますけれども、そのときにすごく感動したのが神奈川県の当時知事であった松沢成文さんという方がこうすることをおっしゃっているのです。それを再度一部読み上げさせていただきたいのですけれども、松沢さんがこうおっしゃっているのです。神奈川県は、日本で最初に受動喫煙禁止条例を成立させたところなのですけれども、こうおっしゃっています。私は、県民の死亡原因の第一となっていたがんを克服しようと、「がんへの挑戦・10か年戦略」を打ち立てました。この戦略を議論する過程で、私はたばこの害や受動喫煙の危険性について改めて多くのことを知りました。これ10年以上前なのです。そして、その後欧米への出張の際にレストランを始めとする公共的な施設に灰皿が置いていないことや、そういった場所でたばこを吸っている人が全くいないことに気づきました。そこで、帰国後早速調べてみると、欧米のみならず、アジアの国々でも受動喫煙防止に関する法律が次々と制定されていることがわかりましたとおっしゃっています。この受動喫煙禁止というのは、2003年にWHOが総会で全会一致で採択しておりまして、日本は2004年に批准しているのです。けれども、日本は法整備を一切してこなかったという事実があるのです。もう15年も前になります。ようやく今東京オリンピックの問題があって、神奈川県に続いて兵庫県、受動喫煙禁止条例をつくって、そして東京も2018年に条例が制定したのですけれども、2020年に全面施行されるという予定になっています。やっとたばこに関する関心は高まりつつあるのですけれども、やはりこれは何よりも本人だけではなくて、例えばアルコールだったら自分が飲めば本人だけの問題になるかもしれませんけれども、この受動禁煙に関しては他人の健康を害するということがありますので、ぜひ町長、積極的に啓蒙活動、来年4月とおっしゃいましたけれども、していただきたいなというふうに思っております。今町長からそういう答弁いただきましたので、ちょっとほっとしたところですけれども、半年もありますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上、質問はこれで。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在ニセコ町内公共施設、第1種が8施設、第2種が22施設ございまして、その第2種の全てにおいて令和2年4月1日から第2種施設としての禁煙対応をしていくということにしておりますので、こういったお知らせをする中で議員ご指摘のたばこの危険性についてもう少し知らせるべきだということも頭に置きながらお知らせを図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斎藤うめ子君） 5件目に行きます。

S D G s 17の目標における日本の取り組みへの評価と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律について伺います。

S D G s の17の目標の中でジェンダー平等が最も重要とされているという意見が一番多いと聞いております。それは、基本的人権の問題だからです。人間が人間である以上、人間として当然持っている基本的な権利だからです。このジェンダー平等の達成には、日本はS D G s が目指す世界とは現在まだ対極にあります。S D G s 、日本の達成度について国連とかかわりの深い国際団体や研究機関が昨年夏に発表した各国の取り組みの進みぐあいをまとめた資料によると、達成にほど近いと言われる4段階の中で最低の評価を受けた目標の5つの中の一つがこのジェンダー平等の実現でした。特に日本の問題とされているのが、この中で男女平等です。日本は、先進国と言われながらも世界経済フォーラムが昨年発表したジェンダーギャップ指数、日本は149カ国中110位です。そして、この格差は年々広がってきております。欧米各国はどんどん進んでいっていますけれども、日本は現状維持か後退しているというのが現状です。

そこで、町長に伺います。昨年の9月議会で政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、候補者男女均等法について、地方公共団体の責務について質問しましたが、そこで町長の答弁は、私の質問への答弁も含めて、この法律を正しく理解していないのではないか、誤解されているのではないかという懸念があります。そこで、再度この法律にうたわれている趣旨、特にこの法律の第5条の2、実態調査、情報収集、第6条、啓発活動、第7条、環境整備、第8条、人材の育成、第9条、法制上または財政上の措置を精読され、答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年5月に施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律は、衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となるよう、そういったことを目指して行われること、男女がその個性と能力を十分発揮できること、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることの3点を基本原則としているものと認識しております。そして、政党、その他の政治団体に対し男女の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることを求めるとともに、国や地方公共団体に対しては選挙の公正を確保しつつ、実態の調査及び情報収集、啓発活動、環境整備、人材の育成などの必要な施策に努めるよう定めているものと理解をしているところでございます。

その上でニセコ町におけるこれらの施策の状況をご説明いたしますと、まず実態の調査及び情報収集については、例年8月から9月にかけて内閣府男女共同参画局及び北海道が実施する調査に合わせて情報を整理し、回答をしているところであり、そのうち町議会議員に占める女性の割合や議会における出産に伴う欠席規定の有無などについては、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載されている市町村女性参画状況見える化マップにおいて他の自治体の状況と比較できる形でわかりやすく公表されているところであります。

一方、啓発活動や人材の育成については、地方議員のなり手不足はもとより、地域づくりへの関心の低下が全国的に課題となっている昨今、ニセコ町においても重要な事項であるという認識をしております。未来のまちづくりを担う小学生、中学生がそれぞれの視点でニセコ町のまちづくりを

考える子どもまちづくり委員会や子ども議会などへの参加を通じて、早くから地域への関心を培うことにより、将来性別にかかわらず、より多くの方々がさまざまな形でまちづくりへ参画していただけるものと期待をしております。

なお、環境整備に関しては、例えば現在庁舎内には議員や傍聴者も利用できる授乳室などがないといった対応のおくれはありますが、現在建設中の役場新庁舎にはこれらの授乳室を設置する予定であり、そのほか必要な設備などについても町民の皆様や議会議員の皆様のニーズに応じて今後整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） 今町長答弁されたとおりのところはあります。

私が申し上げたかったのは、昨年の9月の町長の答弁、ご存じでいらっしゃいますか。9月議会で私が、ちょうど1年前になりますけれども、候補者男女均等法の実現へ向けてニセコ町の責務はという質問をしております。それについて、このタイトルとしてはまちづくり基本条例の実践が努力義務に応えるものと考えるという回答なのですけれども、その中で町長、こんなふうにおっしゃっているのです。議会議員の実態調査を進めるべきと言われたが、そんなことは言っていないのですけれども、議会自体は町の方針を決める大変重要な議決機関であり、首長とはチェック・アンド・バランスの機関だ。その重要なチェック・アンド・バランスの機関の実態調査を町長が行って、町として啓発活動を行うというのはいかがなものか。正式に議長から要請があれば別だが、議会のことに関して首長の関与は基本的にできない。住民の活動を応援し、下支えをするのが役場の大きな役割で、行政が主導して何かをやるよりも、住民の運動を応援する形でニセコ町のまちづくり基本条例の趣旨にも合うと考えているという答弁をされています。のことなのですけれども、これはこの法律でうたっているのは、町長は議会を、自治体の首長が議会議員の実態調査を進めるべきというふうに何かとられて、誤解されているのではないかというふうに私は思って、またこれがそのままではいけないと思って再度質問させていただいているのですけれども、ここの中で特に5条から9条までなのですけれども、自治体の責務として、先ほどもおっしゃっていたように自治体の女性議員の割合だとかという実態調査、情報の収集、なぜ少ないのかということ。それから、少ないのであれば必要な啓発活動を行うように努めるとか、それから少しでもふえるように環境の整備を整える、それからそういう人材の育成を進めるように努力をする、それから必要ならば法制上の整備と、それから財政上の措置を講ずるものにするというふうなことを、この法律の中でうたっているわけです。

それで、1つ例を申し上げますけれども、これは旭川市なのですけれども、町村で男女共同参画局というところを持っているところは余り多くないようなのですけれども、それから条例を持っているところは少ないのですけれども、ニセコ町はありませんけれども、大抵市以上のところでは必ずそういう課がありまして、これは前から聞いていたので、お知らせしたいなと思っておりますけれども、旭川市では2000年、こういう法律が去年、2018年にできる前から女性による模擬議会を開催して、そこの模擬議会にかかわった実行委員の方たち、50人ぐらいいたというふうに聞いておりますけれども、そのうちの5人の方が立候補して市議会議員さんになっています。そして、その後

2001年からずっと関連した活動をしているというふうに伺っております。これは、先日旭川市の旭川政策調整課男女共同参画担当の職員の方からお電話と、それからメールで回答をいただきました。それによると、旭川市は女性の政治参画をテーマにした活動がずっと継続してあるようです。そして、例えば女性議員を扶すための勉強会への講師派遣の依頼があれば対応することも可能ですというふうにおっしゃっていました。そして、少しでも女性が決定の場に参画することの重要性も繰り返しづつお話ししているということでした。これは、普通の男女共同参画局のあるところはどこもやっています。先日も熊本市に行ってきましたら、そこもちゃんとそういう課があって、そういう活動をやっていました。それから、天草の近所ですので、天草市の課の方も説明に来られていましたし、あちこちでそういうことはやっているのですけれども、ですから自治体が、このニセコ町がそのためにいろいろと活動することに対しては何の問題もないとは私は思っております。たまたまここには男女共同参画課というのがないのですけれども、ないからといってしなくともいいという問題ではないと思います。ですから、何らかのそういう要請があつたりしたときには、町長もこの法律の趣旨をしっかりと理解していただいて、応援していただきたい。これは、努力義務ですので、罰則はありませんけれども、全国でやっていますので、近隣では町村としては俱知安町が男女共同参画条例というのを大分前に、もう10年以上前につくっています。それから、仁木町もありますし、余市町もあります。ニセコ町は、残念ながら環境モデル都市とかそういうことで有名なのですけれども、最初に申し上げたように基本的な人権の一番の問題、そこが私は弱いのではないかというふうに思っておりますので、ぜひその件について積極的に検討していただきたい。

そして、8月6日のSDGsの高校生未来会議の中で基調講演をされた大崎麻子先生がこういうふうにおっしゃっているのです。ジェンダー平等の進展度は一人一人の人権の問題であると同時に、今やその国の国際競争力や将来性を示す指標になっていますというメッセージを出しています。それから、日本国内の女性活躍推進、女子のリーダーシップ教育、男女共同参画型の地域防災の推進にも取り組んでいる。グローバル化と少子高齢化が進む日本では、教育、子どもの貧困対策の公共投資、男性と女性が仕事と子育てを両立できるような環境整備、そして女性の政治参画が重要であるということを基調講演でもおっしゃっていました。非常に私にとってはわかりやすい基調講演でした、全て英語でございましたけれども。ということですので、町長もぜひその点について、もっと前向きにSDGs環境モデル都市、大切ですけれども、まず人権の問題についてジェンダー教育についても前向きに、まず第一にそこを大切に考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど再質問の中で要望があった場合は対応してほしいということでありましたので、それにつきましては今までいろんな場面で対応させていただいているというふうに思っております。

それと、先ほど前回の答弁で誤解があるというふうに言われましたが、斎藤議員、もともとクオーター制等を含めて主張されておりまして、それは議会の具体的な内容について町長がコミットメントするのはおかしいという趣旨のことを言ったわけでありまして、この男女共同参画条例の誤解に

基づいて発言しているわけではありませんので、その辺誤解なきようお願いしたいと思います。

また、大崎先生や、あるいはSDGsの会議の中であった趣旨というのは、まさにそのとおりだというふうに思いますし、私どもこれまでも基本的人権、それからまちづくり基本条例においては男女において差をつけることがないように、そこは子どもであろうと誰であろうと基本的人権を最低限尊重するということで規定をされ、我々もその趣旨に沿ってまちづくりを進めているというように理解しておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤うめ子君。

○5番（斎藤うめ子君） 議長、一言です。済みません。

町長、先ほど私読み上げましたけれども、町長もこのニセコ町議会だより175号の6ページのところをもう一度お読みになって考えていただきたいと思います。そのときに私は、クオーター制のことについて議論というか云々、質問したわけではありませんので、そのところ誤解ないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） そこに述べた趣旨、私は全く間違いないというふうに思っていますので、その点誤解なきようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 次に、榎原龍弥君。

○4番（榎原龍弥君） 4番、榎原です。よろしくお願いします。

移住者への対応について質問します。私は、ニセコに移住して1年がたちますが、1年間暮らしてみて、ニセコのよいところ、悪いところをいろいろ感じました。特に私の住んでいる元町、近藤地区は、交通インフラも下水道も整備されておらず、上水道に関しても制限があります。そんな中でも元町、近藤地区は全町平均を上回る2桁の人口増加率であり、移住者の目から見るとネガティブを上回る魅力のある地域なのかもしれません。いわゆる町なか以外のこのような地域に対して移住促進を進めるお考えはありますか。あるとすれば、どのような対策をお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの榎原議員のご質問にお答えいたします。

日本の自治体の多くが人口減少の課題を抱える中、本町は現在人口は微増状態であります。1980年代当初に農業者とサービス産業従事者の就業人口が逆転して以来、本町は4,500人から4,600人前後の人口を長く維持してまいりましたが、昨今では豊かな景観や環境を求めて転入される方々が多く、特に郊外にふえている傾向にございます。ただ、自然豊かということは、同時に生活環境基盤が弱く、不便さなど生活環境が厳しいという側面もあります。不便を許容しながら、自然豊かな場所に住むことは個々人の自由ではありますが、上下水道、除雪体制などインフラ整備には明らかな限界がございます。現段階で市街地に住むこと、または郊外に住むことを区別して移住促進をする考えはありませんが、郊外に移り住む人々へのインフラ整備については、既存のインフラ整備状況を勘

案しながらこれまで同様に個別案件ごとに対応することとしてまいりたいというように考えております。

また、今後は将来に向け交通利便性の確保、高齢化、生産年齢人口の減少によるインフラ維持コストの増大、市街地の空洞化などプロール化現象などの課題が大きく生じることのないよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） 先ほど町長が言わわれたとおり、ニセコ町の人口増というのは全国的にも珍しいことだなと思っておりますけれども、移住者による人口増のポテンシャルというのは結構ニセコ町の場合強いというふうに私は思っておりまして、その意味では将来見越したときにどこかの段階で思い切ったインフラ整備を郊外に対して行うということもいいのかなと思っておりますけれども、町長はその辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在環境モデル都市アクションプラン、あるいはSDGs等の構想の中でもコンパクトシティー、移動距離の短い街区の整備含めいろいろな検討をしておりまして、将来的には長距離に分散して散在散居となることによっていろんな移動コスト含めて環境負荷かかってくるわけでありまして、それらのこともやっぱり将来の人口推計等を見ながら検討する必要があるというふうに思っておりますし、水道、下水道ともに多額のインフラ整備にお金がかかるわけでありますし、そのことによって将来の人々がその維持コストに悩む、苦しむことのないよう、その辺のやっぱり人口の将来像、あるいは地域の将来像、そういうものの全体を俯瞰しながら検討してまいりたいというように思います。

また、先ほど地域移住の関係では、いろんなポテンシャルについてのお話がありましたが、私も景観と環境というものに物すごい愛着を感じてこのニセコの地に移住していただいている方も多いわけでありまして、そういう皆さんの思いや誇り、それらが将来持続するよう環境整備含めて努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○4番（榊原龍弥君） 質問2個目、お願いします。

北海道新幹線についてのですけれども、ネットで拝見したニセコ町環境基本計画によれば、行政の行動目標としてトンネル工事に伴う水系への影響、あるいは土壤への影響に関する検討委員会に町民の積極的な意見を反映し、地域合意の形成を支援するとありますが、現状どのような動きをしているか教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在北海道新幹線工事に伴うニセコ町内のトンネル工事は、現在掘削中の昆布トンネル桂台工区、同じく宮田工区、ニセコトンネル、それから令和3年から掘削予定の羊蹄トンネルの有島工区となっております。ご指摘のトンネル工事に伴う検討委員会の活用については、既に計画期間が終了した最初のニセコ町環境基本計画、これは平成14年度から23年度までに至るものであります、現在

の第2次計画では工事等による地下水脈への影響が出ないように関係機関に要請活動を行いますと記されているところであります。特に検討委員会の組織化という規定はしておりません。また、ニセコ町の工区においては、重金属などが含まれる要対策土の発生は見込まれておらず、北海道新幹線建設工事の発注元である鉄道建設・運輸機構や工事受注事業者による工事説明会及び周辺住民に対する個別の説明を丁寧に現在実施していただいているところでございます。なお、トンネル工事に伴う水系への影響あるいは土壤内など影響に対応するため、鉄道建設・運輸機構ではトンネル工事周辺の地下水位などモニタリングする水文調査や発生土の受け入れ地については事前に専門家による環境影響評価を行い、必要に応じて動植物の移植を行うなど自然環境への影響を最小限にするための対応を行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） 町側は、その辺を定期的に報告を受けているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 工事の発注元でありますJ R T T、鉄道建設・運輸支援機構とは密接に情報のやりとりをしながらということで対応させていただいております。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） ご質問にはお答えいただいたと思っているのですけれども、ニセコ町民の中には町内で一体何がされているのかというのがわかつていない方がいらっしゃいますので、実際の工事現場以外にも資材置き場であったりとか宿舎とかその辺があって、その辺に対する情報を把握していない方々がいらっしゃると思いますので、ぜひ町民の方へのさらなる周知をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） いただいた情報については、ホームページ等で掲載させていただいているということもございます。それから、工事の発注の前には住民の皆さんにお集まりいただいて丁寧にご説明を申し上げていると、そのJ R T T側がですね。それから、町に何か疑義があるとかご質問があるとかということでお尋ねいただいた方、お電話いただいた方についても、機構側でその辺を我々のほうから伝えることによって丁寧に訪問して説明するということもさせていただいているということではございます。ただ、一般的にご自分に直接関係がないけれども、どうなっているのだろうかというような方についての周知という部分については、特にホームページも含めながら、その周知の仕方ということについては工夫させていただきながら今後もよりご理解が深まるような周知に努めてまいりたいと存じます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、篠原正男君。

○1番（篠原正男君） それでは、通告に従いまして、3件質問をさせていただきます。

まず、1件目につきましては、再生可能エネルギーについてであります。町では、温室効果ガスの排出削減目標達成のための条例策定作業を進められていると伺っております。再生可能エネルギ

一の中でも特に太陽光発電に関し投資目的で設置のための開発行為や、それらに起因しての管理不全による放置など、多くの問題点も指摘されております。雪の多いニセコ町には、メガソーラーといった大規模な施設設備の設置等については大変難しいと思われますが、さまざまな環境への配慮の一つとしてどのように考えられているか、町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、近年本州では、いわゆるメガソーラーの設置に伴い景観の阻害や自然環境の破壊、周辺地域の生活環境の悪化をもたらすなど、問題が顕在化する地域が多くなっているものと認識しております。従来の化石燃料由来のエネルギーにかえて再生可能エネルギーを利用促進することは、本来温室効果ガスの排出量を削減し、環境への負荷を低減するものですが、その設備設置が周辺の景観や環境に深刻な影響をもたらしたり、あるいは管理の不備が周辺地域の安全、安心な暮らしを脅かすおそれがあるということであれば、本来の利用促進の趣旨から外れるものと言わざるを得ないと思います。現在ニセコ町が第2次環境モデル都市アクションプランに基づき、制定に向け準備を進めている再生可能エネルギーの適切な導入を促進する条例は一定規模以上の施設の設置を規制することなども検討事項に加えて地域の活性化に有益な再生可能エネルギーの利用を促進することを目的として進めているところであります。規制により温室効果ガス削減の効果は限定的になる可能性はありますが、地域にとって健全で有用な再生可能エネルギー設備を導入すること、そして持続可能な社会をつくること、このことこそが環境モデル都市ニセコとしての優先すべき課題ではないかというように考えているところであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 大規模な部分については承知をいたしました。せひともニセコ町としてしっかりとこの環境保全に努めていただきたいというふうに思いますが、一方では町の景観、特に屋根の景観といった観点から、小規模であってもそのパネルソーラーなるものが果たして適切なものかどうかと。いわゆる景観の観点から、これは考えられたことがあるかどうか、まず伺いたいと思います。過去にニセコ町においては、さまざまなまちづくりの作業を進める中で、いわゆるヨーロッパ的な屋根の色の統一ですか外壁の色の統一ですか、さまざまな検討がなされてきたというふうに考えております。ただ、そのような中で、いわゆる小規模であってもソーラーパネルというものが町全体の環境に対して本当に適切なのかどうかというあたりの検討についてどのように考えられているか、再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 小規模の太陽光、太陽光そのものについては何も否定するところはないと考えておりますし、大規模については先ほど申し上げたとおりと。小規模の部分につきましても、今環境モデル都市のアクションプランの中でも今後、例えば公共施設の屋根を利用した太陽光の設置は新しい庁舎においても設置する旨で考えていると。将来的に太陽光のパネルの価格が下がった段階で設置するということを考えた準備をしているということもございまして、小規模の屋根についての景観ということまでは検討というのではなくことはございませんで、ただそのよ

うなものについて何がしかの景観に負荷をかけるものであるというご意見もあるとしたならば、その辺のところは設置に際しての検討はさせていただきたいと存じます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 地球温暖化防止の観点から、地球温暖化自体は待ったなしの課題ではないかと。地域の有効な再生エネルギーを最大化してできるだけ使っていくと。それも、できれば小さいご家庭でみずから貢献するエネルギーがあればご家庭でまずやっていただきたい。それがだんだん大きくなつていって、全体のCO<sub>2</sub>排出量を削減するというのが大きな流れではないかと思っておりますので、現在のところ小規模な自分たちが頑張って太陽光を入れたいというものについて規制しようという考えは私自身は持っておりませんが、景観上の負荷という点から考える必要があるとすれば、検討委員会の中でもそういう話題を出してご意見を伺つていただきたいというように思います。ただ、現在地球温暖化、今2度上がると言われておりますが、科学者によると2.5度上がって、ほほいろいろな生活状況が一変するというようなことが言われておりますし、今我々の勉強会でも1.5度以内に抑えなければ、今の農業や私たちの暮らし自体が相当危険な目に遭つて持続する社会にはならないというふうに言われておりますので、そこはできるだけ太陽光を含めて自然再生エネルギーを小さい単位でみんなで使ってもらうと。そのことによってCO<sub>2</sub>をみんなで削減するということにできるだけ取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 私自身は、この質問を通じて、いわゆる再生可能エネルギーの否定ですか、それから太陽光発電の否定をするものではありません。1つは、やはりニセコの町にマッチするかどうかという観点からも議論を必要だらうというふうに思つておるから質問しているわけでございまして、その点を十分ご理解いただきたいというのと、また公共施設の屋上に、いわゆる太陽光発電を載せるのだというのは、いきなり載せるのではなくて、載せる経過を踏まえる必要があるのではないかというふうに考えております。よかれと思ってやつたけれども、結果だめだったではならないというふうに考えます。

それから、先ほど来申し上げた小規模のというのは、単位が少し漠としておりますけれども、今仮定も含めてということであれば、ここで問題になるのは設置ではなくて管理なのです。管理をいかにしっかりとさせていくかということが大事だと。そういった意味での検討も十分なされるべきではないかなというふうに考えております。もしご意見があればお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まずは、例えば一般家庭の屋根に太陽光が載ること自体がニセコの景観としてマッチしているのかということの議論が必要だというお話を聞いたかと思います。そのことについては、さまざまな機会の中で皆さんからのご意見も伺つてまいりたいというふうには存じます。

それから、例えば今の公共施設の屋根貸しということにつきましては、現状ではアクションプランの中でいずれは価格のことはありますけれども、太陽光を役場の上に載せたいというプラン上に

はそのような形で予定をしているということでございます。ただ、それを載せるに当たっても、例えば市民電力として市民の皆さんの出資によって載せる等々の形も考えていかなければならぬと思っておりまして、単純に役場が安くなつたからすぐ載せるということにはしないつもりでもちろんおりますので、その辺の検討は十分にさせていただきたいと思います。

それと、一応申し上げておきますと、これらの太陽光の、例えば公共施設の屋根貸しということについては、その趣旨はもちろんできるだけエネルギーを自賄いして経済を地元の中で回すという大きな、いわゆる大義がありますけれども、それと同時に住民の皆さんも低炭素社会に向けて、役所だけではなくて一緒になって皆さんでそのCO<sub>2</sub>削減も含めた目標達成していきましょうということで、住民の皆さんにも十分にご参加いただいた中で屋根貸しを検討していくというような形を考えています。これについては、まさに2050年にCO<sub>2</sub>を86%削減するために役所だけが先行してやって実現するものでは決してないという高い目標であるという考え方の中からそのような考え方をしているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの太陽光設置に関して維持管理も重要な指摘、まさにそのとおりだというように思いますので、もし導入するに当たって、あるいは住民の皆さんを入れるに当たって我々も情報収集に努めながら、そういう適正なものが利用されますよう、その辺は十分に情報収集に図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○1番（篠原正男君） 2点目でございますが、2点目に入ります前に、大変申しわけございませんけれども、訂正をさせていただきたいと。通告書の中の平行在来線、平行が平らになっておりますが、並みでございますので、大変申しわけございません。訂正をいただきたいのと、次に質問する景観条例に基づく中の協定書とありますのは、景観条例の第3章に規定しております協議にかかるものということでご理解いただきたいというふうに思います。大変申しわけございません。

それでは、2点目でございます。並行在来線対策についてでございます。北海道新幹線工事が進められる中、最近並行在来線問題に関する動きが活発化の様相を呈しております。北海道新幹線開業後の並行在来線問題について、これまで比較的静かに経過してきた感がございますが、議論が本格化する前に町民への情報提供は欠かせないことあります。今後並行在来線の対応をどのように進めるお考えか、これまでの経過を踏まえ町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

北海道新幹線開業に伴い、JR北海道から経営分離される並行在来線について、平成24年度に北海道副知事が座長となって沿線15町村と北海道新幹線並行在来線対策協議会が組織され、並行在来線沿線の地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応に関し協議を進めることとされておりました。しかし、平成29年までこの協議会5回開催されたところですが、多くが断片的な情報提供程度にとどまり、並行在来線をどうするかという判断材料となり得る具体的な調査などが行われてこなかったという状況であります。このような中、私どものニセコ町含め

沿線自治体からの要請により、本年7月に開催された第6回協議会において、これまでの札幌開業の5年前までに並行在来線に関する方向性を決定するという考え方によらず、決定時期の前倒しを目指すということで合意され、検討が今後本格化されるということになりました。この決定により、来年度からは協議会において新幹線開業に伴う地域交通の課題への対応策やさまざまなパターンのシミュレーションなど、委託による調査を始めることとしております。この調査結果をもとに、今後の方向性決定に向けた判断材料の一つとしていただいた場合は町民の皆様にも提示をして議論をし、熟度を高めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） この後、それぞれ議論が加速されるものと思われますが、現在までに、いわゆる道、それからJR北海道等から現在の在来線を維持するためには幾らぐらい費用がかかるのかというあたりの説明といいますか、報告はこの協議会の中ではなされていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それとまた、今言ったことが、例えばそれぞれ該当する町村長にも示されているとすれば、どのような状況になっているのか、わかる範囲でお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） これまでの協議会、それから協議会関連の資料の中では、細かく在来線の維持にどれぐらいかかるかというシミュレーションまではできておりません。ただ、協議会の中で特に課題になったのは、並行在来線の施設そのものが、例えば100年超えの鉄橋ですとか、さまざまな施設そのものが老朽化していて、そちらのほうの維持管理のほうがもっと大きな課題になるのではないかというようなことは協議会の中で指摘はされているということで、それに対して答えをいただいているという状況ではありませんが、そのような指摘が今新たに出てきているという状況ではあるということを一つ申し上げられることかなと思います。

それから、来年度に向けては、並行在来線を実施する、もしくはバス転換するということも含めたシミュレーションを幾つかのパターンに分けてきちんと委託をかけて明らかにしていくというようなことを実施するというような協議会の中身になっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 9月5日の新聞には、長万部一小樽間在来線修繕に64億円かかりますよという報道がなされております。そういう細かな数字が逆に協議会の中で示されていないということはちょっと問題なのかなというふうに思います。

あと、ニセコ町として今後の取り組みとしては協議会の推移を待ってというスタンスに読み取りましたけれども、ただその前に例えばニセコ町外にも在来線を残したいという住民の団体がありますし、またそういう強い思いの方も中にはおられるかもしれません。そういう意見を、やはり行政としては酌み取り、または意見交換を進めていくということも大事ではないかなというふうに思いますが、最後にその点をお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今ご質問ありました住民の皆さんと意見交換、もちろん大事だというふうに思います。ただ、我々これまで協議会で言ってきたのは、並行在来線を残したいというのはこれまでずっと我々の長年の歴史もありますし、念願であります。しかし、本当に残せるのかというの具体的な数字が出てこないと、その判断材料がないと。それを新幹線開業の5年前に提示されて、さあ、どうするということで即座に決められることでもありませんし、できるだけ早くそういう資料を具体的にしてほしいと。そのことをもっと住民の皆さんと協議をして町としての考え方、それぞれの町の考え方あると思いますので、そういったことを集約してこの並行在来線問題にどう対処するかの結論を出していきたい。だから、具体的にいさりび鉄道が今幾ら赤字出しているとか、そういうことではなくて、この函館一長万部一小樽間に關しての情報を具体的にしてほしいということをずっとお願いしてきているわけです。それがやっと今回、先ほどご報告させていただいたとおり、5年前にこだらわらず、前倒しするということを北海道のほうで言っていただきましたので、それらの資料を受けた段階で、ある程度段階的に熟度が上がっていくと思うのです。そのいただいた資料の範囲で皆さんと協議できる部分については情報交換しながら協議をしていきたいというのが考え方でありますので、今後ともご支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○1番（篠原正男君） 3点目でございます。景観条例に基づく協定について。協議というふうに読み取っていただきたいというふうに思います。

平成16年10月1日施行のニセコ町景観条例は、その前文にあるように、町民、事業者、行政がニセコの風景を守り育て、後世に伝える大変重要なものと考えます。

そこで、本条例制定後に各種開発行為に関し、町と業者が締結したといいますか、協議した件数とその有効性について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

景観条例に基づく町と事業者が、いわゆる締結をしたという形での協議書とか協定書というの現在のところございませんが、景観条例の同意に関して覚書というのを交わした件数が1件ございます。この覚書につきましては、都市計画審議会のご意見を踏まえたもので、同意の条件として事前に交わしているものであります。この覚書の有効性につきましては事業者にあらかじめ内容を確認いただいた後に双方において捺印しておりますので、契約書と同等の効力があるものというふうに考えております。また、各協議経過については、それぞれ公文書として保存をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 先ほどの同僚議員の質問にも若干重複するかと思いますが、ただいまご回答のありました同意案件にかかわって双方の、いわゆる契約的なものだというような回答だったか

というふうに思いますが、そこでその同意書になるものとおりに執行されていない、もしくは執行されないおそれがあるといった場合の取り扱いとして、町としてはどのような対応が考えられるのか。あくまでも場合ということでお答えを求めるといふうに思いますし、また一方では景観条例自体が町の開発なりさまざまな面において枠組みとしては少し小さいのではないかと。もう少し広げるとか深めるとか、そういうような作業が必要ではないかという意見も聞こえてまいります。

先ほどの同僚議員の質問の中には、いわゆる規制強化というような面のご指摘もありましたけれども、規制強化ではなくて、例えば面積の要件ですとか敷地の要件ですとか、そういったものの広がり、深さを逆にもう少し考えていかなくてはいけない時期に来ているのかなというふうに感じますが、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君）　高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回同意を前提とした覚書を結ばさせていただいているのですけれども、仮に5項目ほど条件として覚書に記載されておるので、執行されない場合ということで、これについてはうちのほうも条例に基づいて勧告なり指導、助言をして、それでもそのようにはしない場合については、この条例上で最大限できるのが氏名の公表というところまでです。氏名を公表する際には、また審議会のご意見と事業者の弁明の機会を与えて最終手段ということで、いわゆる罰則というか、法律には結構罰則があるのでけれども、この景観条例にはそういう罰則はなくて、あくまでも事業者の協力、努力によって行われる景観の保持というような仕組みになっているので、そのようなことができるのかなというふうに考えております。

それから、もう一点の先ほどの前段の高木議員さんのご質問に近いかなと思うのですけれども、規制強化ではないということで、例えば面積5,000平米以上ということで決めておりますが、それについての見直しとか高さ要件なんかもそうだと思いませんけれども、これについては最初の高木議員にも申し上げたのですけれども、審議会の中で何か意見等できる機会を設けて、雪降る前までにはもう一回程度予定しているものですから、その中で時間とれる範囲で議論していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君）　篠原正男君。

○1番（篠原正男君）　最後の質問になりますけれども、景観条例の、いわゆる見直しに当たって、もう少し枠を広げたほうがいいのではないかと先ほど質問いたしましたが、例えば冬期間の除雪に大変支障になるような建築物件も見受けられると。でも、現行の景観条例では、それは大丈夫な条件だ、要件を満たしていると。でも、どう見ても冬期間問題が起きそうな物件も見受けられると。そういうようなこともあるものですから、あらかじめさまざまな面の見直しを含めて実態に即した形をとるべきではないかというふうに考えておりますから、ご質問した次第であります。

それと、もう一点は、景観条例に基づく協議等に至る前の過程として、担当それぞれの開発行為の担当部署があろうかと思いますが、担当部署間の連携というものはどのようにとられているのか。例えば企画に案件が上がったら、その内容をすぐ建設の景観に連絡したいと。そしてまた、そこが

農地の案件であれば農業委員会に連絡をすると。いわゆるワンウェイのスタイルでこの事務の流れがなっているのかどうかというあたりを最後にご質問したい。特にそのための協議会があつたり連絡会があつたり、実務的にどう進められているのかと、具体的なものをお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君）　高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君）　1点目の除雪の一つのことが提示されたのですけれども、私も市街地の結構厳しいところに建築されるなというふうなことは感じておりますが、今現在の建築基準法等々のルールの中では、ニセコの場合都市計というのがしかれていないものですから、やはり最終的には事業者の都合で起きているのかなと。その件につきましても、建設課のほうに相談があつた際には当然ニセコ町については豪雪地帯で雪も多くなっていて、交差点等の見通しだとか、いろんな部分もあるので、そういうお話をさせてもらってはいると思いますが、最終的には事業者のほうで決めていくというような感じであります。その辺についても何らかのことができないのか検討してみたいなと思います。

それから、もう一点、協議の過程での担当部署の連携なのですけれども、これについては大きいプロジェクト的なものが来た際には、関係されると思われる部署をうちの係長のほうですぐ集めていただいて、直接事業者の方から説明をしていただくとか、そういう機会を設けれなくとも、農地の関係が少しでもあれば、農業用水路の関係があればすぐ、今でいえば農政課というか国営のほうですか、担当部署に情報を与えて、それぞれでうちのほうで、うちが最終的には窓口のような形になって集約して事業者のほうにお伝えして、細かいことについては農業委員会なり農政課なり企画部署なり、井戸を掘る場合は必ず企画のそれぞれルールがありますので、協議してくださいということで、担当部署の連携は十分図られているのかなという認識でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　先ほど枠を広げるというか、もう少し全体的な面で検討が必要ではないかというふうに言われたと思いますので、それについては景観条例がいいのか、もう少し安全に関するそういう条例がいいのか、それもあわせて検討させていただきながら議会の皆さんともご議論をさせていただければというように思っております。

それから、現在、前にも議会でご報告させていただいたかと思いますが、今建築確認、2つのルートありまして、直接建築確認申請を北海道に出すと、それからニセコ町経由で出すと。民間から直接道に出すものについては私たち把握していないので、許可を得てから実際上、こんな角っこに、除雪どうするのよと、着工してからわかるようなことも実は過去に幾つもありまして、北海道についてはそういう場合についてはニセコ町のようなまちづくりを相当慎重にやっているところについては情報をくれないかということを今再三お願いしているのですが、なかなか全体のルールでやっているので、どこかのためだけに事前にその情報を渡すのはということで今なかなか進んでおりませんが、引き続きその辺の二重にいく許可申請はおかしくないかということは主張してまいりたいというふうに考えております。

また、景観条例の、窓口は今建設課でやっていて、建設課で全て都市計画含めて今進めておりますので、これらのが円滑に各課で情報共有が不足するということがないように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） 6番、浜本です。通告に従いまして、質問させていただきます。

今後のニセコ町のあり方について、これまでニセコ地域は国内外的にも観光リゾート地域として発展、海外の大型資本も投入され、スキー場やホテルなどの宿泊施設の建設など、リゾート地としての観光産業、商業活動の発展は目覚ましいものがあり、全国的にも脚光を浴びております。このことに伴い、観光客の入り込み数の増加はもちろんのこと、海外移住者の定住人口なども増加傾向にありますし、さらにリゾート開発はますます進むものと推測されます。また、観光客の移動や物流に欠かすことのできない交通網の整備状況も、新幹線札幌延伸の実現、後志高速道路整備計画の促進など、地域間交通網の設備も広域的に進んでおり、観光、商工業などあらゆる面での経済活動もますます進むものと思います。

これらの現状を踏まえるとき、観光リゾート地ニセコ町を効果的に戦略的にセールスポイントを掲げ、情報発信することに加えて、将来を見据えたさまざまなまちづくりに計画的に早急に取り組むことが必要と考え、次の3点について町長の所見をお伺いします。

1点目、ほかの地域にない先駆的な取り組みを図るため、自然環境、生活環境の保全対策、全町全域に係るまちづくり、将来構想に向けたグランドデザインの構築を図るための総合的な土地利用計画を策定する。

2番目、国内外企業誘致促進を図るため、企業の持つ経営ノウハウを生かしつつ一定のルールのもとに地域資源の有効活用を図り、地域に根差した経済活動とビジネスチャンスの拡充を図るため、企業支援を含む、例えば企業誘致条例などを策定し、まちづくりを進める。

3点目、移住者対策と定住人口促進対策として公営住宅の建設や民間企業建設住宅とのバランスを図りつつ、住環境に配慮した住みやすい市街地形成の促進と新たに都市計画の策定について検討する。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘は、各種企業進出が進む中で秩序ある開発を促すための土地利用の方法を確立すること、同時に優良企業の進出を促す誘致手法の確立、そして移住、定住を促進するため市街地に優良な住宅配置の計画をバランスよく進めるべきということのご指摘というふうに思います。

全町的な土地利用計画は、住宅地、観光地等のさまざまな地域によってすみ分けをするイメージかと存じますが、広いエリアにおいて散在している住居やホテルなどがある本町においては、まず移動距離の短いコンパクトな街区のあり方等を検討する過程を通じて、このグランドデザインのあり方についても検討してまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、個々の案件について、これまで同様丁寧に対応する中で秩序ある開発

に向けた誘導を行ってきております。その際、国や本町の支援策を案件に沿って相談する体制をとっており、おおむね良好に推移しているものというふうに考えております。ただ、以前もこの議会でご質問ありました理念を含めた企業誘致というものにつきましては、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、環境に配慮した市街地につきましては、まさにこの近郊に今エネルギー、景観、住みやすさ、住む人たちが相互扶助で助け合えるような、そういったニセコ生活モデル地区構築事業を現在進めておりまして、移住、定住、住みかえの受け皿としても新たな住環境を整備すべく検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） 細々とした説明ありがとうございます。

私も原稿を出してしまってからちょっと風呂敷を広げ過ぎたかなという質問だと思っておりまして、1番目の土地利用については今後も大体町の建物も建てられて、今後検討するのはプールぐらいかなというぐらい建設がどんどん進んでいますので、大体今から町の施設をどこに配置するのだという話にはならないかと思いつつ質問させていただきましたけれども、丁寧にありがとうございます。

それで、今回はニセコ町の場合、企業誘致、日本だけではなくて海外的にも非常に有名なところで、いろんな企業がいろんなところから来ると思うので、町長以下役場の職員は大変その辺のすみ分けというか、選別が大変かと思うのですけれども、この企業誘致条例についてはある程度早目につくらないと、いろんな人たちがいろんなことを言い出すると收拾がつかないと。法律に照らし合わせてやるというのもいい例かもしれませんけれども、ニセコ町として今までのいろんな条例を見ると、やはり早目にやっていたからこそ今があるのかなと思いますので、今後やはり、もう遅い面もあるかもしれませんけれども、企業の誘致条例はできれば皆さんのが恵を早目に絞っていただきて条例にしていただければありがたいなと思いますけれども、その辺のタイムスケジュールをお聞きしたいと思います。

それから、最後の都市計画についても、いろいろと今新しい場所に新しいものをつくるという住宅も今までの同僚議員からも出ておりますので、私からはあえて言いませんけれども、こちらについても十分対応できるようなことをしていただきたいと思いますけれども、何かお答えできるものがあればお答えしていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今の件ですが、土地利用計画につきましては、現況は落とすこと可能ですかとも、私も昔役場に入って、ニセコ町役場は土地利用計画もないのかと正直言ってあきれた思いがあります。ところが、実際は担当としてやってみると、将来の土地利用という色を落とすというのは、これは実は大変な作業でありまして、それぞれの土地所有者の利害ですとか思いとか全部入ってきますので、なかなか合意形成が大変だということがありますので、将来町としてのビジョンとしてのある程度大ざっぱなそういう計画というのは当然必要だというふうに思いますので、そういった大枠としてのグランドデザインについては引き続き検討してまいりたいというふ

うに考えております。

また、企業誘致条例のタイムスケジュールということではありますが、いろんな資料を集めつつ、できるだけ早期にという段階ではちょっと言いようがないのですが、実際にいろんなところが今打診に来ているというような実情もありますので、できるだけ早期にまとめて、案を提示しながら熟度を上げていきたいというふうに考えております。

また、最後の質問にありました都市計画の関係ですが、私ども準都市、一部にしかせていただいておりますが、都市計画法に基づく都市計画地域は人口1万人以上ということになっているということですので、そういった人口のことも含めて、また将来的な課題として検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 7番、小松です。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

俱知安警察署ニセコひらふ臨時交番についてご質問いたします。ニセコ比羅夫地区の外国人観光客の増加等に伴う治安対策に向けて、記憶によりますと平成20年ごろに北海道警察の組織に関する規則第54条第2項の規定により札幌方面俱知安警察署の下部機構として臨時に設置する派出所で、当初は俱知安観光協会が開設しているニセコひらふ安全センター内に、その後消防車格納庫横にニセコひらふ臨時交番が設置されました。昨年は12月1日から3月20日の期間開設され、特に観光客が多くなる12月20日から3月10日までは俱知安警察署管内の警察署員3人が24時間常駐して警戒、警ら活動の実施や地域住民と観光客の対応に当たっております。来シーズンも設置されると思いますが、ニセコ観光圏、ニセコ観光局の構成員の立場として、現在の臨時交番の体制やあり方についてどのように感じておられるのか、町長の所見をお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

俱知安警察署管内ニセコひらふ臨時交番につきましては、比羅夫地区におけるコンドミニアムやホテルの建設、居住者の増に対応するため、また冬の外国人のトラブルなどに対応するために臨時交番が設置されてきているものであります、これまでニセコの駐在所からも英語のできる警察官が派遣されている場合も多くございました。ニセコ町としても、地域の安全対策向上のためには大変必要な交番であるというふうに考えておりまして、俱知安町や警察署と連携をして、今後ともこれらの設置について要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 平成21年12月2日に北海道議会第4回定例会において、中村議員の質問に対して警察本部長の鎌田聰氏が今後の外国人観光客等の入り込み状況や管内治安情報等を考慮し、体制を確保して適切に対応してまいりたいと考えておりますと答弁されております。この答弁からもう10年が経過しております。この10年で比羅夫地区の様相もさま変わりしておりますし、インバウンドでさらに外国人観光客が増加しております。特に冬場は雪道での交通事故が発生し、現場にも急行します。現在の体制ですと、俱知安警察署管内の署員が臨時交番に配属され、本来の配置で

ない状況となります。人員が少なくなることで事件や事故等が発生した場合には隣接する署員がグループとして応援体制をとっているのが現状です。ニセコ地域の人口の増、あるいは増加を続ける海外からの観光客への対応強化、犯罪防止、抑止力につなげるパトロール活動の強化に努めていくためにも、臨時交番から交番に昇格することが重要だと思います。正式な交番になると、北海道警察本部により警察署員が配属されますので、ぜひ関係各町村の首長と連携をとりながら警察本部に交番要請をお願いいたしますようご検討ください。

なお、交番昇格が厳しい状況の場合には、せめて冬期間だけでも本部より署員の増員を要請願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 比羅夫地区におきましては、グラン・ヒラフということで今や世界から注目をされ、この秋にはG20の観光大臣会合が行われるということで、大変重要な、北海道観光にとっても重要なところだというふうに私は思っておりまして、これらにつきましては実は後志総合開発期成会という後志の町村長、それからもちろん商工会議所始めいろんな関係機関でつくっているところでありますが、これらで具体的に名前を入れて北海道並びに国に対しても今要請活動を行っているところでありますし、今後とも倶知安町と連携をとり、引き続きひらふ交番の常設交番開設ということに向けて強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力のほうをお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 倶知安警察署管内交番あるいは警察官駐在所には、駅前交番、寒別、京極など、ニセコを含めて11カ所あります。聞くところによると、この1つが廃止されると、ニセコひらふ臨時交番が正式な交番になるというようなことを耳にいたしました。数合わせではいけませんし、もし廃止される場合、その地域にも町民が住まわれており、駐在所がなくなることで住民の不安が募ると思います。それでは意味がありません。町民が安心、安全に過ごせるためにも必要不可欠な事項だと思っておりますし、安全を守るのも観光資源の一つと考えられます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これに何かお考えがあればお答えいただきたいなと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ただいまのご質問にお答えする形になるかと思いますが、今後志総合開発期成会からの要望ということなのですが、要望書の中で自然公園を含めた観光地域における安全、安心のための恒久的交番の新設ということで要望しているところでありますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 情報としては、今小松議員言われたとおり、同町内にあるものを整理という話もお聞きしたことはございますが、住民の安全を考えれば、今の観光の伸び、伸展を考えると、新たに設置するというのが普通の考えではないかと思いますので、そこをどこかが縮小されて困ることがないよう、その辺は考えながら一緒になって力を合わせて要望活動を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

キャッシュレスに関してです。近年、従来のクレジットカードや電子マネー、デビットカードに加えて、スマートフォンを使った決済も加わり、キャッシュレスによる支払い方法というものが多様化しています。さらに、10月の消費税増税時に経済対策としてポイント還元の受け皿になっているキャッシュレス決済、これも非常に注目されています。この社会全体で進んでいるキャッシュレス化について、以下3点を伺います。

このキャッシュレス化が進んでいることに関して、町としてどう捉えているか。

2つ目、町民のキャッシュレスに関する理解が進んでいると考えるか。

3点目、これから次の次代を担う子どもたちが今後さらに直面するであろう、このキャッシュレス社会に対して、ニセコ町としてどのように対応するのか。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、世界におけるキャッシュレス化は、韓国で約90%、中国で60%、日本はわずか18%前後の導入状況であり、キャッシュレス先進国の中でも大変おくれているとの指摘から、政府は今消費税を10%にする際、キャッシュレス利用の促進のためキャッシュレス利用に対してのポイント還元などの取り組みを進めているところでございます。また、現在各社が競ってスマートフォン利用などによる決済導入が進められており、急速に広がりつつあるものと考えております。ニセコ町におきましては、町内事業者への導入調査は現在行っておりませんが、キャッシュレス化が引き続き進んでいくものと考えており、この流れは加速するものと理解しております。

次に、キャッシュレスに対する理解度ですが、首都圏などの大都市においてはキャッシュレスは若者を中心に大変進んでいるというふうに思いますが、本町におきましてはカードやスマートフォンを持たないご高齢の皆さんも多いと思われ、キャッシュレスへの理解度はいまだ深まっていないというふうに考えております。これから社会においては、キャッシュレス化の普及、拡大というのは不可避であるというふうに考えておりますので、商工会などとも連携をとりながら、これらの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、子どもたちへの対応につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの木下議員のご質問の3点目、子どもたちへの対応について私のほうからお答えをいたします。

学校教育では、学習指導要領に基づき小中高校の社会科、公民科、家庭科あるいは技術家庭科などの教科を中心に消費者教育を行っているところでございます。それぞれ各家庭において幅広く取り組んでおりますので、消費に関する具体的な項目の一部を紹介したいと思います。

小学校では、買い物の仕組みや売買契約の基礎、物や金銭の使い方と買い物について、消費者としての役割がわかること。物や金銭の大切さ、計画的な使い方について理解することを学んでおります。

続いて中学校では、購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、そしてクレジットなどの3者間契約、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について学んでおります。

さらに高校では、家庭科においてキャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点、契約の重要性や消費者保護の仕組み、多様な契約やその義務と権利などを学んでおります。

昨今のキャッシュレス化の進展は、数年前までは考えられなかつたもので、これらの技術的手法の移り変わりの早さにはコンビニチェーンでもシステムが廃止されたように社会がついていけない現状もございますが、学校教育において消費者教育は今後も重要な事項であると認識しております。学校教育において、今後も関係機関と連携しながら段階に応じて今日の社会の流れと問題について学習活動を積み重ね、次代を担う子どもたちの資質能力を育んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 先ほども申し上げましたが、クレジットカードというのは普及はかなり進んでいますけれども、近年電子マネーが数年進んできて、さらにここ本当に最近スマホによるQRコード、JANコードによるこういった決済というのが加速度的に普及してきているわけなのですから、今町長のほうの答弁でも都市部で若者を中心に加速度的に普及してきていると。都市部のほうは、実際若者はもちろんのですけれども、主婦層もほとんど現金を持たないというふうに私の友人、知人も言っているような方々かなり多くなってきております。それに引きかえ、そこに今回の消費税増税に合わせてキャッシュレス決済のポイント導入というのが実施されてしまうと、地方部は都市部と比べて全くこの普及に関してはまだまだこれからという部分ですので、このキャッシュレス決済のポイント還元の導入、この実施によって、その恩恵を得る方が地方では非常に限られてしまう、少なくなってしまう、こういった実態があると思います。これは、時代の流れとして地方もそういった意味では、先ほども町長の答弁あったとおり、もう待ったなしの状況で向かっていかなければいけないのかなというふうに思っております。やはり先ほどの話にもありました、キャッシュレス化は海外に目を向けてますと非常に進展していくと、軒並みキャッシュレスを普及している国だと大体40から60%というふうに達しております。日本で先ほど18%ということで、かなり世界的に見るとおくれをとっているかななど。しかし、やはりニセコ町をとってみれば、住民の利便性だとか中小企業事業者の生産性や競争力の向上だとか、あとインバウンド需要を取り込むだとか、こういった意味では本当に極めて有効な手段ですので、これも本当に早急に進めいかなければいけないというふうに考えております。

このことを踏まえて数点質問させていただきたいのですが、この消費税増税に合わせたポイント還元事業というのを実施されるということなのですけれども、実際そもそも例えばクレジットカードだとか電子マネーはやっているけれども、スマホの決済なんて全くわからないとか、そもそもご年配でキャッシュレスの決済のメリットがわからないとか、さらにちょっとわかっている方でもポイント還元の仕組みがわからないだとか、その導入方法がわからないということで、理解していたら進めたい、あるいは今回の還元の恩恵を享受したい、導入したいと考えている住民にとって、そこがわからないというのが非常にそういった意味では経済的な損失、最大5%と今回言われてい

ますけれども、非常に大きいというふうに考えています。そういった意味では、これは僕の考えなのですけれども、さまざまな決済手段を理解しつつキャッシュレス決済をするのか、あるいは現金決済をするのかとか、住民が自分に合った決済手段というのをちゃんと理解しながら選択できるという、このことが僕は必要なではないかなというふうに思っています。このことに関して、もちろん理解、促進と普及に向けても含めて、もう一度お考えを伺いたいということがまず1点。

それと、もう一つ、実際に商工事業者とかではお買い物を消費者がして、そのポイントを還元する現場になっていくわけなのですけれども、この町内の事業者の実態というのはなかなか、先ほど把握はしていないというふうにあったのですけれども、何か漠としたものでも、もしキャッシュレス化に関して把握しているものがあれば、ざっくりとでもいいので、お知らせいただきたいのがまず1つ。

それとあと、10月1日からのポイント還元事業に関して、町内のキャッシュレス消費者還元事業の審査を通過した加盟店というのが今現在何店舗あるのかということをお知らせください。

それとあと、商工会を通じて、先ほど理解促進ということありますけれども、もちろん加盟店をふやしていくということは重要なことだと思う。まだ間に合うと思いますので、そういうことをさらに努力していく予定はあるかということも伺いたいということ。

それと、あとは子どもたちに関してなのですけれども、先ほど教育長のほうからもお話をいただきましたが、これから変化していくデジタル社会で、正直言って子どもたちのほうが大人が想像するよりもかなり理解力や順応性というのはすぐれていると僕は思っています。そういう意味でも、これから次の次を切り開いていく子どもたちに向けての知識の前倒しというのも変ですけれども、先ほど教育長のほうから小学校、中学校、高校というレベルに合わせてということがあったのですけれども、それを時代、時代に変化していく中で前倒しでいろいろと知識として子どもたちにもしっかりとそのときそのときに、とにかく変化が早いですので、そういうことをやっていく必要もあるのではないかというふうに思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、木下議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。私には大きく4点質問があつたかと思います。

まず、今回のキャッシュレス消費者還元事業の加盟店の登録状況、9月5日時点でございますけれども、お知らせさせていただきたいと思います。全国で57万7,885店が9月5日時点で登録されておりまして、北海道では3万33店が登録されたと。ニセコは、そのうち36件の登録があるのですが、私の中身を見ますと重複されて登録されている事業所さんが1件ございまして、あともう一店がニセコ町と縁がないような地域の店舗が登録されておりまして、登録間違いではないかと思いますけれども、その点についてはまだ登録の問い合わせ等はしておりませんけれども、現在ニセコ町で登録されているのは36件だという状況でございます。

それからあと、商工会では調査をしていないということで商工会に問い合わせをさせていただいて、キャッシュレス化がどのように進んでいるかということは聞いておりません。ただ、今回のキ

ヤッショレス・消費者還元事業について、ニセコ町でもキャッシュレスを推進していく必要はあるのではないかという議論はされているようで、春に私が異動でこちらに来てから数回議論したというふうに聞いておりますが、事業者の中でやはりいろんな意見がございまして、なかなか統一してキャッシュレス化を進めようという雰囲気にならず、個々の判断に任せて進めていこうという結論に達して今現在に至っているということでございます。

ニセコ町、観光地でございますので、キャッシュレス化というと現金以外のもの全て、お米券や図書カードも含めて全部キャッシュレス化でございますが、そういう意味では全く現金しか使えないという観光事業者さんはかなり少ないのでないかというふうに認識はしております。ただし、このキャッシュレス・消費者還元事業に参加しているのは非常に低迷しているというふうには認識しております。今後商工会さんともまた議論は交わしていきたいなと思っておりますし、この消費者還元事業の登録は来年2020年4月までは有効でございますので、その間に登録をしていただけるような啓発などができればしていきたいかなと思っております。

それから、最後に高齢者のキャッシュレス化の進捗というのはなかなか難しいと。ただ、スマホの世帯保有率というのはもう既に日本では75%超えている状況ですので、必ずしもスマホを持っていないという方は非常に少なくなってきたいるのかなということは理解はしているのですが、ただスマホもなかなかアプリがいろいろありますし、そのアプリを使いこなすというのは大変な状況でございますし、これまでニセコ町ではスマホの使い方の講習会を実は企画時代にやったことがございますので、そういうものを徐々に積み上げていくしかなかなか普及には進んでいかないかなと思いますし、あと私も個人的にはスマホ決済を多く使っておりませんけれども、やはりセキュリティーという問題は私個人も多く使っていながら常に不安材料として持っておりますので、そういう点では今回スマホ決済に一つ大きな事件がありましたので、そういうことも踏まえてセキュリティーの問題が徐々に浸透していかない限りはなかなか進展していかないかなという認識ではあります。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、私のほうから木下議員の再質問の5つ目の子どもたちへの対応について再度お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるように、今時代の変化が急速に進む中で子どもたちへの教育もこれまでどおりということではおくれをとってしまうと私も認識しているところでございます。折しも学習指導要領がちょうど今改訂時期にありますし、文部科学省のほうも今の時代の流れに合うような課題の取り組みについては特に重点事項ということで定められておりまして、例えば高等学校におきましても消費者教育、先ほども申しましたけれども、キャッシュレス社会が家計に与える利便性あるいは問題点について特に重点事項として取り上げているところです。その中でこういう社会への扉ということで、消費者庁から出ている、本当にこれは最新の資料が高校生にも提供されておりますので、これはまさしくここ一、二年で高校生が実際に教材として使うという取り組みも進めておりますので、その辺小学校、中学校、高校と今の時代に合う教育を進めながら子どもたちの知識、能力を高

めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ご質問の中にありました、知らないことが経済損失を生むというのは、まさにそのとおりだというふうに思いますので、どんな手法で勉強会的なものができるか、町民講座がいいのか、寿大学の学習会でご高齢の皆さんに情報提供するのがいいのか、それだけで人が集まるかどうかは自信ありませんが、内部で検討して、何らかの勉強する機会を設けるよう努めてまいりたいというように思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 最後に1点だけ伺います。

福村課長のほうからセキュリティーに関してのお話も若干ありましたけれども、僕も正直言ってスマホの決済は若干不安で、セブンイレブンの件もありましたので、非常に不安なところは正直言って若干持っているところですが、クレジットカードとかはそういった意味では歴史も古く、セキュリティーの部分はしっかりとしているのではないかなど僕は感じるところですが、ここで1点質問したかったのが、そういった意味ではニセコ町において今後公共料金の支払いにクレジットカードとかキャッシュレス決済などを導入する予定が今後検討する、将来的にどうなるのかということを含めて予定をあるのかということもお知らせしていただきたいなと思います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） ただいま木下議員のご質問にお答えします。

税務課におきましては、納税しやすい環境整備の一環として平成25年度からコンビニ収納を開始しております。土曜、日曜、祝日の深夜の納付が可能となっているところでございます。この本町のコンビニ収納代行している株式会社北海道銀行、それから地銀ネットワークサービスとの関係から、スマートフォン決済が可能となっております。このスマートフォン決済におきまして、納税者は店舗に出向かずとも納入が可能となり、電子マネーやヤフーアプリにチャージする際、現金だけでなくクレジットカードでの入金決済も可能となっております。スマホアプリは、ヤフーアプリとラインペイ請求書払いに対応しております。一コンビニ店舗と同じような扱いというような状況でございます。クレジットカードにつきましては、現在のところ検討していないということです。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により午後3時まで休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第2号

○議長（猪狩一郎君）　日程第4、議案第2号　指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号　指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5　議案第3号

○議長（猪狩一郎君）　日程第5、議案第3号　ニセコ町森林環境譲与税基金条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号　ニセコ町森林環境譲与税基金条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（猪狩一郎君）　日程第6、議案第4号　過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号　過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長（猪狩一郎君）　日程第7、議案第5号　ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君）　この条例につきまして、私現状と、それからこういうふうに全面的に改定になっていくことについて余り詳しくないので、質問させていただきます。

この条例のうち、議案の22ページ、第13条にかかわる部分、それから第14条にかかわる部分につ

いてお尋ねいたします。

1つは、言葉の問題なのですけれども、第13条の2のところで特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときはとあります。この法定代理受領というのは何を指しているのか。

それから、3の最後のほうなのですけれども、特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払云々とあります。この差額の意味ですね、ここの条文の意味がよくわかりませんので、ご説明いただきたいと思います。

それから、4番目の(3)で食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用ということなのですが、ここで一定の市町村民税所得割合算額が下記の19条に書かれている金額以下の場合に提供するという書き方になっていますが、このことによってこれまでの保育料の減免との関係がどのようになるのか。現状との関係がよくわかりませんので、ご説明いただきたいと思います。

それから、23ページの5のところです。特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は云々とありますが、このことは給食費等については、例えばニセコ幼児センターが直接徴収をするという意味合いになるのかどうかお尋ねします。

それから、第14条の第1項に規定する施設型給付費という言葉がありますが、この施設型給付費というのは何を指しているのか、言葉の意味も含めて教えていただきたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（猪狩一郎君）　酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君）　幼児センターにかかる部分でわかるところを先に私のほうで答えさせていただきます。

まず、2ページの費用基準額の差額ということの範囲で支払うということなのですけれども、一応国の、例えば認定を受けていない国基準の保育料無償化になるのですけれども、例えば認可外の幼稚園だとかに通っている部分に関しては補助する額が決まっているのですけれども、その額が園の保育料から国のはうで基準されている額の、その園の額分だけを払うということになっている。その差額というのは、それ以上超えた場合は限度額を支払いますし、それよりも低い場合は該当する差額のその部分を支払うというような形になります。基準額との差額という部分はそういうことになります。

あと食事の提供額ということなのですけれども、一応保育料を今まで支払っていた階層の部分で、イのところでいいますと7万7,101円未満ということで教育の部分になります。幼稚園の部分の保育料で今まで取っていた市町村民税額の未満の方たちは免除になりますということになります。保育の部分でいいますと、5万7,700円未満の人が給食費が免除になるということがここでうたわれています。一応今まで保育料で支払った額よりも給食費が高くなるとか、そういう部分ではなくて、それ未満の方たちは給食費の部分はかかってきませんので、今まで払っていた保育料以上に支払うとか、そういうような現象は起きてはきません。

あと23ページの5番目の部分なのですけれども、領収証を当該費用の額を支払った部分を保護者に交付しなければならないということで、保護者に対して支払わなければならぬということで、一応先ほど言った、例えば認可外のところに通った場合とか、園としては支払わなければならぬ

ということを話しているかなと思います。保護者に対して、きちんと領収証を交付しましょうということかと思います。

14条の部分の施設型給付費ということなのですけれども、これは私立幼稚園だとか、今うちでいうと俱知安の幼稚園にニセコから通っている子どもたちがいるのですけれども、その園に対していろいろな加算額があつて、チーム保育をしていますとか、3歳児をこういうふうに見ていますとかということで、公定価格というのがいろいろあるのですけれども、その人数だとかによって価格が変わってくるのですけれども、そこをあわせて支払う価格の部分を施設型給付費といって押さえております。そういうことになっています。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 私のほうからは、22ページの第13条の第2項の法定代理受領についてお答えいたします。

同じ議案の18ページになります。条例でいうと第2条の第21号、こちらのほうに法定代理受領の定義が載ってございます。これによりますと、市町村が支払う特定教育・保育または特定地域型保育に要した費用の額の一部を教育・保育給付認定保護者にかわり特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者が受領することをいうという定義になってございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先ほどお聞きした23ページの5番目のところは、領収証の発行ということなのですが、つまり徴収自体をニセコ町幼児センターが直接行うのかどうかということなのです。それに伴って、例えばこれまで以上に事務量がふえるというようなことは起きないかどうかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩	午後	3時14分
再開	午後	3時16分

○議長（猪狩一郎君） 再開します。

酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 認可外保育所で領収証を発行することになるので、うちのチームではないので、うちのほうの事務としてはふえません。この部分に関してはふえません。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 単純にお聞きしたいのですけれども、新たに給食費を徴収することになりますが、この徴収という実務をどこがやるかということをお聞きしたいのです。幼児センターの職員の方が親の方から直接徴収するのか、あるいは別の振り込みでやるのかとか、そのことをお聞きます。

○議長（猪狩一郎君）　酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君）　給食費ですが、今までの保育料と同じく切符で徴収する形になるか、今振り込みでも手続がとれるように進めているところなので、保育料と変わらない事務量。所得に応じてということにもなってきますので、その部分は保育料を計算しているのと同じ形になるので、事務手数料としては変わらないことになります。

○議長（猪狩一郎君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号　ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第8　議案第6号

○議長（猪狩一郎君）　日程第8、議案第6号　ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君）　この議案の41ページに別表第1という表がございます。これによりますと、3歳未満児の利用者負担額が書かれております。これによりますと、第3階層以降の第8階層までは有料となっておりますが、これは幼児教育無償化との関係で3歳未満児については第3階層以降は有料というふうに読めるのですが、その無償化の趣旨とこの表との関係についてお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君）　桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君）　まず、41ページの別表第1につきまして、ここの3歳未満児の第3階層から第8階層までの利用者負担額は今回の改正対象ではありません。なので、今回の無償

化に伴う修正ではございません。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今のご説明で私わからなくなつたのですが、これは今後適用はないということでおよろしいのですか。3歳未満児の保育料は、どの階層も無料であるということでおよろしいのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 今3歳未満児が無償になるという発言だったかと思うのですけれども、3歳未満児は無償対象ではございません。3歳児から就学前の無償化に伴う制度改革を今回行うものでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） それは、多分法律の前提かと思うのですが、念のためにお聞きしたいのですが、なぜ3歳未満児は対象になつてないのか。その理由がわかれればお知らせください。

○議長（猪狩一郎君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 内閣府に確認したところ、ゼロ歳から2歳児を無償化にしない理由としては、待機児童問題が今抱えているので、そちらを優先しますというような答えでした。なので、多分今ここを無償化にしてしまうと、ここの人�数がふえて待機児童がもっともふえてくるという可能性があるということで、今のところは3歳以上児を無償化にはしますけれども、このところはまず待機児童を先に優先させてくださいということの回答でした。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（猪狩一郎君）　日程第9、議案第7号　ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号　ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（猪狩一郎君）　日程第10、議案第8号　ニセコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君）　改正条文の中で「1トン当たり4,500円の範囲において、」を削るとありますが、削るのはいいのですが、ではこの提案理由にある製造コストに基づく価格改定を適時図ることを可能とするため。では、価格というのは幾らに対して幾らの価格という、そういう定めをしなくていいのかどうか。このままでいったら、いわゆる1グラム、これは全く飛躍していますけれども、1グラム当たりの単価なのか、1キロ当たりなのか、それは全く条例で定めがないではないですかということを疑問に思ってお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君）　中川課長。

○農政課長（中川博視君） 篠原議員の質問にお答えします。

条例の部分にはうたってはいきませんが、今回における指定管理の協定の中において金額をこの部分という、何トンでこのぐらいという形の協定の中に入れて今回の協定を結ばさせていただくような形になってございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 再度お伺いしますが、協定の中で、いわゆる指定管理者との協定書の中に盛り込むことが価格設定に対する正当な扱いなのか。本条例の中に単位を明示することが私は一番正しい方法でないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 篠原議員のご指摘もわかりますが、今回提案理由にあるとおり、製造コストが目まぐるしく変わるという部分で、指定管理者と協定を結んでおりますので、その内で対応していきたいなと思います。その都度、その都度の状況に応じた形でしたいなと思います。それが違法にならないのかという部分は、協定の中でしっかりと定めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 何回も済みません。2回目の質問に対しての回答がないというふうに思っています、いわゆる協定書でやることが正しいのか、それとも条例で明示するのが正しいのか。条例で明示する必要がないというふうに判断しているのかどうなのかという点を再度お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 今回は条例に明記をしないで、いわゆる一般の条例ですとか要綱とかありますけれども、今回はその指定管理者との協定の中で定めていきたいというふうに考えています。また、その価格の設定等につきましては、予算の中でしっかりと皆さんにご説明できるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第9号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第9号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第10号

○議長（猪狩一郎君） 日程第12、議案第10号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

小松議員。

○7番（小松弘幸君） 31ページ、4目基金積立金で森林環境税238万円となっておりますが、森林

環境譲与税270万円入ってくるわけですが、森林整備意向調査として事業充当に32万円で、残りが基金積立金に充てますが、今後この基金をおおよそどのぐらいまでふやしていくのか。また、どういったものに使うのか。誰が決めるのか。また、要綱などがあったほうがいいのではないかなどというふうに思っておりますが、この辺どのように考えておられるかお答え願いたいなと思います。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、幾らぐらい基金積んでいくのかというお話かと思います。それにつきましては、まだ具体的にどのような事業に振り分けていくかということが詳細決まっていないものですから、その事業との見合いで基金を積んでいきたいというふうに考えているところでございます。

誰が決めるのかということでございますが、これは毎年新年度の予算の中で基金から繰り入れして支出のほうに回すということで、予算の中の案を出させていただいてご審議いただくという形になろうかと思います。

要綱等につきましては、具体的に森林の整備に関してどのようなことをしていくかということについての要綱等を必要に応じて考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） この補正予算、資料ナンバー2のところで2ページ、ここに2-1として一般会計歳入内訳、ここに補正額、それから備考でその理由があります。同時に、次のページでは歳出について表が出ております。私がお聞きしたいのは、2つの項目がございます。

1つは、先ほど条例化された子ども・子育ての無償化に伴う条例改正、これに伴って提示された、関連していると思いますので、お聞きしますが、歳入のほうの10番目、地方特例交付金、ここで子ども・子育て支援臨時交付金1,000万円とあります。これは、今回の幼児無償化の原資が消費税のアップというふうになっていますが、これが実際にはお金が集まるのはその後ということで臨時交付金というふうになったと思います。この1,000万のプラス、それに対応してマイナスの部分、例えば13項目めの分担金及び負担金、それから16番目の道支出金、それからその上の国庫支出金などで子ども・子育てに関する説明がありまして、それぞれマイナスだったりプラスだったりのお金が載っております。それで、私が聞きたいのは、こういったプラス・マイナスを全部集めると、その部分から、私は自分の計算で間違っているかもしれませんけれども、プラスになる可能性があります。そのプラスを使って給食費を徴収するわけですけれども、給食費を無償あるいは助成に回せないかどうか。その可能性がないかどうかについてお尋ねしたいというのが1点です。

それから、支出のところで教育費のところに給食センターの改修についての実施設計、これが489万5,000円が計上されております。この点につきまして、全員協議会の場で資料とともに担当のほうからご説明がございました。これによりますと、児童生徒数の増加に伴う給食数二十何セットに対応するということで、保管器等の設置スペースを確保するために増築部分が22.29平米予定しております、これに対する実施設計費用というふうに伺っております。私は、この増築そのものに異議はないのですけれども、この給食センターが運営開始からほぼ10年たっておりますが、現在い

いろいろ給食の現場で、学校の現場で求められていることの一つにアレルギー対応の給食を提供するという問題があると思います。したがって、今回の実施設計対象は22.29平米のみでありますけれども、私はこの際、このアレルギー対応給食に向けたそういう設備を設けるための増改築も一緒に体制整備、増改築と、それからそれに見合う人員の体制整備を追求すべきではないかと思っております。お聞きするところによりますと、何らかの食物アレルギーを有する児童生徒は二十数名いるというふうに聞いております。こういう意味では、今回の実施設計ではありますけれども、アレルギー対応食調理場の増築についてもこの実施設計の中で検討すべきかと思いますので、その点についてお考えがあればお聞きしたいと思います。

以上、2点。

○議長（猪狩一郎君） 富永センター長。

○学校給食センター長（富永 匡君） 高木議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、食物アレルギーについて、現状ですけれども、ニセコ小学校で23名、近藤小学校で1名、ニセコ中学校で13名、ニセコ高校で12名となっており、対応としましては詳細な献立表をもとに保護者や担任などの指示や児童生徒の判断で給食から原因食品を取り除いて食べるなどの対応をしております。現センターには、食物アレルギー対応の代替食の調理スペース及びIH調理器具があるので、パーティション等を設置して施設的には対応は可能ではありますが、代替食を安全に提供するためには独立した調理場等を建設しまして、代替食調理の専属に2名程度の人員の確保は必要と考えております。また、食物アレルギーの種類などにより、複数の対応が必要となる場合などがありまして、一概に代替食を提供するということが難しい可能性があるというふうに考えております。

国の食物アレルギーの対応の方針としましては、安全面を考慮して完全除去を推奨しております。町としましても、人員的なミス等により命にかかることがありますので、慎重に検討していきたいと思っております。これにつきましては、今回は足りない部分の増築ということで対応していただきまして、今後慎重に検討して人員の確保ですか体制の整備を考えて、別なところに別なものを建てて、それをつないでやるというようなことも視野に入れながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 島崎係長。

○財政係長（島崎貴義君） 1点目の回答について、私のほうから説明させていただきます。

補足ナンバー2ということでしたので、その2ページ目と議案の38ページ目と39ページ目、こちらを照らし合わせてご説明いたします。結論から申し上げますと、差し引きでマイナスになりますということを説明いたしますけれども、まず補足資料ナンバー2の2ページ目にある16道支出金、こちらの説明から参りますけれども、下のほうの子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、歳出のほうでシステム改修費2,528、それから補足資料の3ページ目のほうでまとめているのですけれども、幼児教育・保育の無償化対応事務費299として、これ合せますと2,827ということで10分の10補助ということでプラス・マイナス・ゼロです。

それから、ちょっと飛ばしまして上のほうに行きます。補足資料2ページ目の14節使用料及び手数料でございますけれども、この中の広域幼稚園の入園市町村負担金というのは、これは今回の無

償化にかかるものではなくて、広域としてほかの他町村からニセコ町に来ている部分の歳入でございますので、これも外します。

それから、13節の分担金及び負担金の中においても、2番目にございます広域保育所入所市町村負担金、これ同じでほかの市町村から保育に来ている経費ということで、今回ゼロ歳児が多かったものですから、こういった歳入になっていまして、歳出としては先生方の賃金ですとか消耗品ですか、そういう部分に使われるというような想定のものでございます。

それから、ここからがようやく無償化にかかる経費でございますけれども、先に15、16の子どものための教育・保育給付費負担金というところで15節で149、それから16節で56という記載がございますけれども、これにつきましては議案の39ページの上段から2つ目にございます施設型給付費負担金34万9,000円、これにかかる国、道の負担金でございまして、この差額は町村負担もあるというところでご認識ください。

それから、町村に係る保育料に関して、まず幼児センターの保育料で三角の954万7,000円、これは補足資料の2ページ目にありますけれども、それから短時間型の保育料として153万2,000円、これを合わせまして三角の1,107万9,000円、11,079というところになります。これに対しまして、補正予算の説明でもしましたけれども、令和元年10月からの無償化が開始されますけれども、その財源となるのは地方消費税の増収分というふうにされております。ただし、これは本年度わずかであることから、町の負担額がこういうふうに子ども・子育て支援臨時交付金として交付されるものでありまして、その国費の相当額を入れているというところで、必ずしも11,079にはつながらないということでございまして、ここの詳しい算定については今後11月から12月にかけて調査が行われるというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 高木議員からのマイナス、プラスの部分については、今島崎係長のほうから説明したとおりでございますが、今回無償化に伴いまして食事の提供の部分につきましては、10月1日の施行からは給食費についてはいただくという形で進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からも給食センターの関係で補足させていただきますが、議員ご指摘のとおりアレルギー対応については教育委員会としても大変重要な事項として捉えております。教育委員会としても、今後も検討はしてまいりたいというふうに思いますが、まずは個別対応を重視して取り組んでまいります。また、アレルギー対応施設をつくるとすれば、センター長からも申し上げたように人員確保が非常に急務な問題になっておりまして、実は現在の給食センターも欠員状態がずっと続いて2年ほどたって、ようやく今定員に達したという段階でありますので、さらなる人員確保というのはなかなか現在のところは厳しい状況にあるなというところも今考えている課題であるということをご理解をいただければというふうに思います。今後もアレルギー対応の丁寧な対応については進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先ほどのお金の収支の問題については了解いたしました。

給食センターのアレルギー対応ですけれども、先ほどお話がありましたように、相当人数の生徒さんがアレルギー食に対応しなければいけないという事態であります。そして、今回実施設計をして来年度工事ありますけれども、今後さらにこういう対応について改めて増築などの問題が起きるという可能性もあると思いますので、こういった工事が何回も続くよりは、私は1回で終わったほうがいいと思いますので、先ほどの意見を述べました。ただ、状況についてはわかりますので、できるだけ早目に対応ができるように、ぜひご努力をいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第11号

○議長（猪狩一郎君） 日程第13、議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(教育長 菊地 博君 退席)

#### ◎日程第14 議案第12号

○議長（猪狩一郎君） 日程第14、議案第12号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第14、議案第12号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についてでございます。

追加議案の2ページをお開きください。議案第12号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について。下記の者をニセコ町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字有島、氏名、菊地博。

令和元年9月18日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

現在教育委員会教育長である菊地博氏の任期が9月で満了することから、引き続き菊地さんを教育長に任命することについて議会に同意を求めるものでございます。

菊地さんの略歴等については、3ページから6ページにかけて掲載してございます。

菊地さんは、人格が高潔でございまして、これまで2期7年にわたり教育委員会委員として教育長を務めており、教育、学術及び文化に関し識見を有しており、今回再任の同意を求めるものでございます。

議案第12号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第12号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(教育長 菊地 博君 入場)

#### ◎日程第15 議案第13号から日程第16 議案第14号

○議長（猪狩一郎君） 日程第15、議案第13号 ニセコ町教育委員会委員の任命について及び日程第16、議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件までの2件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第15、議案第13号 ニセコ町教育委員会委員の任命についてでございます。

追加議案の8ページになります。議案第13号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、虻田郡ニセコ町字本通、大橋理絵。

令和元年9月18日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案におきましては、教育委員会委員を務められております日野浦あき子さんが本年9月30日の任期満了をもって退任されることになりました。勇退されます日野浦さんにおかれましては、4期16年の長きにわたり教育委員として本町教育の振興発展にご尽力いただきました。厚く感謝を申し上げたいというふうに思います。

本議案は、新たに大橋理絵さんを教育委員に任命することについて議会に同意を求めるものでご

ざいます。

大橋さんの略歴等については、9ページに掲載してございます。

今回新たな教育委員を選任するに当たり、子育て中の方で教育活動に熱心な方を考慮して選考いたしております。大橋さんは、人格が高潔でございまして、これまで役職歴はございませんが、有島記念館や地域においてバイオリン奏者として芸術文化活動を行っておりまして、ご主人もコミュニティ推進委員会委員として活動していただいておりますが、ご本人もPTA活動に積極的に参加をしております。お子さんは中学生と小学生が2人の3人の子育て中であり、教育文化に関し識見を有していることから、今回新たに教育委員会委員として同意を求めるものでございます。

議案第13号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて説明をいたします。

議案の10ページでございます。議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

交通事故による損害賠償について、下記の損害賠償額により町及び被害者双方が和解をしたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、損害賠償の相手及び額、(1)、住所、札幌市在住者A、損害賠償の額197万6,692円。治療費の8.5割、修理費用の8.5割と慰謝料となっております。

(2)、住所、札幌市在住者B、損害賠償の額28万6,197円。治療費の10割、修理費用の8.5割と慰謝料となっております。

2番、事故の概要、日時、平成31年1月25日午後7時ごろ、場所、札幌市南区南39条西11丁目1—25付近、国道230号線でございます。公用車の運転者、甲、公用車同乗者、乙。事故の状況です。札幌市内の会議出席後、帰宅途中の飲食店にて夕食を終えた後、公用車で国道230号線に右折して出たところ、右側から直進してきたAの乗用車に気づかず、Aの乗用車が公用車運転席側の側部に衝突した。その後、衝突の衝撃で公用車は反転しながら反対車線にはみ出し、直進してきたBの乗用車を避け切れず、Bの乗用車の運転席側前方部に衝突した。

令和元年9月18日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件の事故につきましては、6月議会の行政報告において報告させていただきましたが、事故の概要につきましてはただいま説明したとおりでございます。損害賠償については、人身事故となりましたことから、治療費等を即時に支出するため、加入しております全国自治協会の保険により対応しております。また、損害賠償にかかる費用については、保険会社より直接被害者の方にお支払いすることとなります。

なお、今回の事故に当たりまして、運転職員と同乗者については厳重注意処分としてございます。また、全職員に対しても公用車のみならず、自動車運転の安全確保の徹底についてこれまで周知してきておりますが、再度交通安全の徹底に向けて周知をしてまいりたいというふうに考えております。

議案第14号に関する提案理由の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

◎日程第15 議案第13号から日程第16 議案第14号（続行）

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第13号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 発議第1号から日程第18 発議第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第17、発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案及び日程第18、発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての2件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 去る9月10日の本会議において当委員会に付託されました発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案は、9月10日、全委員出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、別紙報告書のとおり修正議決すべきものと決しましたので、報告いたします。

修正の理由については、審議に際して女性差別撤廃条約選択議定書は国の第4次男女共同参画基本計画において早期締結について真剣に検討を進めるとされており、同選択議定書に規定されている個人通報制度の受け入れに当たっては我が国の司法制度や立法制度などの関連から現在政府において調査検討を進めているところであることから、こうしたさまざまな課題の早急な解決を促す内容を加えるべきと意見に集約され、修正して議決すべきとの決定に至りました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る9月10日の本会議において当委員会に付託されました発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、9月10日、全委員出席のもとに産業建設常任委員会を開催し、慎重審議した結果、別紙報告書のとおり原案可決すべきと決定いたしましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり修正して議決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり修正して議決することに決しました。

これより発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第19 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第19、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

#### ◎日程第20 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第20、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。決算特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### ◎日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第21、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和元年第6回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 猪狩一郎（自署）

署名議員 小松弘幸（自署）

署名議員 高木直良（自署）